

沖縄市相談支援ハンドブック



令和4年6月版

はじめに

私たち相談支援従事者は、それぞれの得意分野やまだ知らない分野もあるかもしれません。

必要な情報を的確に提供できるように、また、情報収集や知識を深めるための一助としてハンドブックを作りました。

ぜひご活用ください。



目次

1. 計画相談	P 4
2. 障がい者虐待防止	P13
3. 沖縄市地域生活支援拠点等事業	P21
4. 福祉における教育との連携	P40
5. 就労系サービス	P54
6. 防災	P62
7. 難病	P67

1. 計画相談

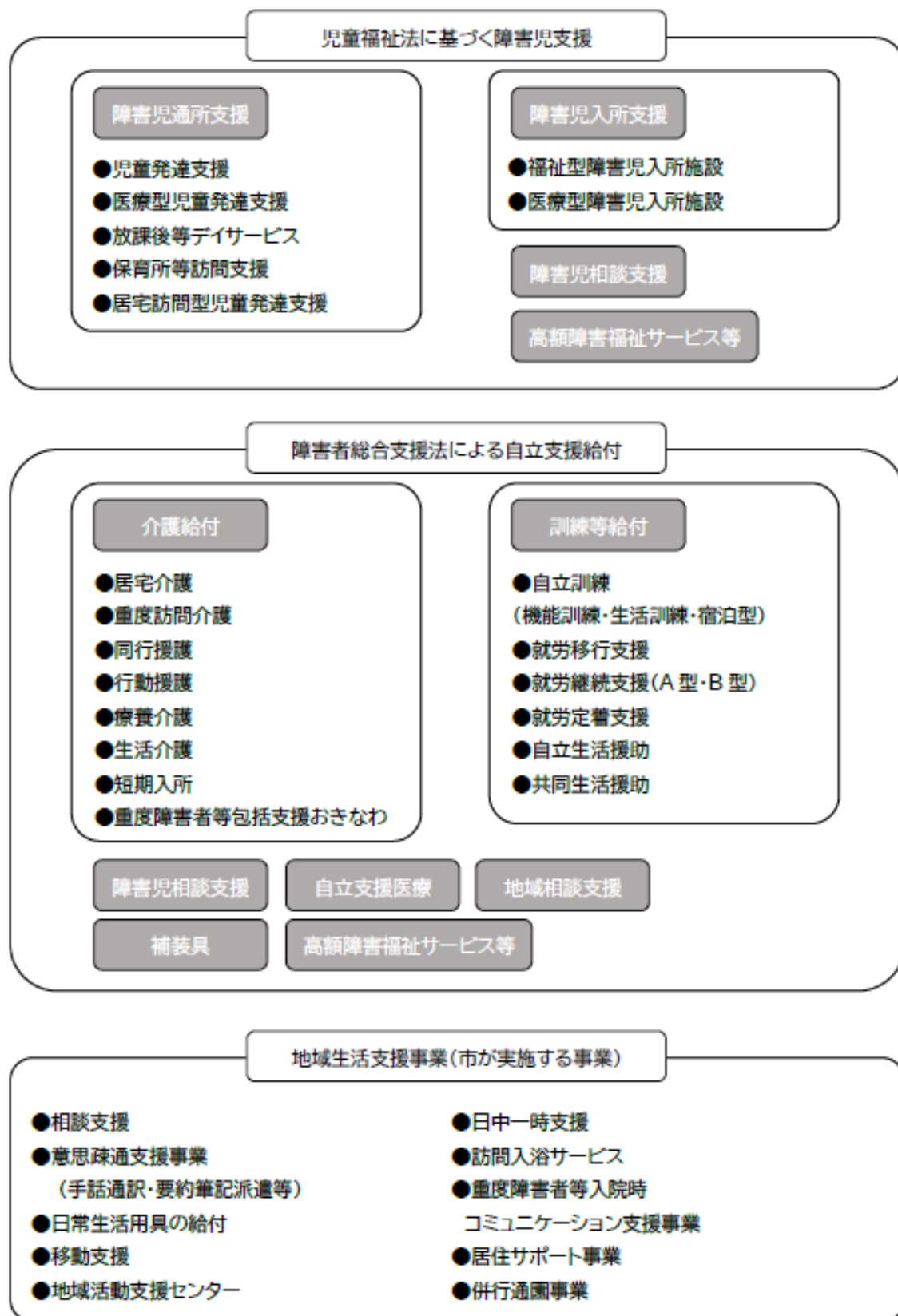


計画相談の流れ

	本人	指定特定	担当者 (サービス担当者会議)	市役所
①〔本人→市役所〕 障害福祉サービス又は地域相談支援の申請	●介護給付等申請書※ (新規・変更・更新)			提出
②〔市役所→本人〕 サービス等利用計画案作成依頼	依頼 ・計画相談支援事業所を 探して依頼する。			●サービス等利用計画案提出依頼書
③〔本人⇄指定特定〕 重要事項の説明 利用契約		契約⇄契約 ●重要事項説明書 ●契約書 ●個人情報使用同意書		
④〔市役所→本人〕 調査・審査 障害支援区分の決定 〔指定特定→本人、担当者〕 サービス等利用計画案作成、交付・提出	同意 交付(原本)	●サービス等利用計画案作成 (週間案、週間計画案、基本情報、現在の生活) -アセスメント、障害支援区分等を勘案して、計画案を作成。 -文書による利用者の同意。(利用者の署名等) -5年間保存。(写し)	交付は必須 ではない	障害支援区分が必要なサービスの場合 ●障害支援区分認定通知書
⑤〔本人→市役所〕 計画相談の申請	●計画相談支援給付費 申請書 ●計画相談支援依頼 (変更)届出書 ●サービス等利用計画 作成案(原本) (週間案、週間計画案、 基本情報、現在の生活)			提出(原本) ※基本、本人が市役所等へ提出を行うが、 計画相談員が代理で提出する事業所が多い。
⑥〔市役所→本人〕 支給決定 あるいは不支給決定	通知	※不支給の場合は、サービス等利用計画の作成は不要。 算定不可。		各決定通知書 (支給又は不支給のいずれか) ・計画相談支援給付費 ・障害福祉サービス又は地域相談支援給付
⑦〔指定特定、担当者〕 以降⑥で支給の場合のみ ・サービス等利用計画案の変更 ・サービス担当者会議の開催		●支給決定を踏まえて、サービス担当者介護を開催し、 サービス等利用計画案の検討。サービス担当者会議では 当該サービス等利用計画案の説明を行うとともに、担当 者から、専門的な見地からの意見を求める。	サービス 担当者 会議	
⑧〔指定特定→本人、担当者、市役所〕 サービス等利用計画 作成、交付、提出	同意 交付(原本)	●サービス等利用計画作成(利用計画、週間計画) ・文書による利用者の同意。(利用者の署名等) ・5年間保存。(原本)	交付	提出(写し)
⑨〔指定特定→本人〕 モニタリング 〔指定特定→市役所〕 モニタリング結果の報告	モニタリング 同意	●モニタリング結果(様式) ・計画で定めた期間ごとにモニタリングを実施。 ・利用者の署名等 ・5年間保存。(原本)		提出(写し) モニタリング実施ごと

※「介護給付費等申請書」とは、「介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費・地域相談支援給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」のこと

障害児支援・障がい福祉サービス体系



障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

訪問系	介護給付	居宅介護(ホームヘルプ) ㊦ ㊧	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		重度訪問介護 ㊦	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入浴時の支援等を総合的に行う
		同行援護 ㊦ ㊧	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
		行動援護 ㊦ ㊧	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
		重度障害者等包括支援 ㊦ ㊧	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行う
日中活動系	介護給付	短期入所(ショートステイ) ㊦ ㊧	自宅で介護する人が病気の場合などに、短時間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
		療養入所 ㊦	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う
		生活介護 ㊦	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設系	介護給付	施設入所支援 ㊦	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
居住支援系	介護給付	自立生活支援 ㊦	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し必要な支援を行う
		共同生活援助(グループホーム) ㊦	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う
訓練系 就労系	訓練等給付	自立支援(機能訓練) ㊦	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う
		自立訓練(生活訓練) ㊦	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う
		就労移行支援 ㊦	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援(A型) ㊦	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労継続支援(B型) ㊦	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う
		就労定着支援 ㊦	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 ㊦	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う
		医療型児童発達支援 ㊦	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う
		放課後等デイサービス ㊦	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う
障害児訪問系		居宅訪問型児童発達支援 ㊦	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う
		保育所等訪問 ㊦	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う
障害児入所系		福祉型障害児入所施設 ㊦	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技術の付与を行う
		医療型障害児入所施設 ㊦	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技術の付与並びに治療を行う
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 ㊦ ㊧	<p>【サービス利用支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・支給決定後、事業者と連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成 <p>【継続利用支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング) ・事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の推奨
		障害児相談支援 ㊦	<p>【障害児利用援助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・給付決定後、事業者と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 <p>【継続障害児支援利用援助】</p>
		地域移行支援 ㊦	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う
		地域定着支援 ㊦	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う



沖縄市の「障がい福祉ガイドブック」には障がい福祉に関する各種手続きの方法や窓口の情報が掲載されています。その中に、計画相談支援についても記載があります。

障がい福祉課にてゲットするか、ネットを検索すると出てきますので、ご活用ください。

P33～ 障害者総合支援法による総合的な支援

- ① 障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)
- ② 地域相談支援
- ③ **計画相談**
- ④ 高額障害福祉サービス等給付費等
- ⑤ 地域生活支援事業

P38～ 児童福祉法に基づく障害児支援

- ① 障害児通所支援
- ② **障害児相談支援**
- ③ 障害児入所支援
- ④ 高額障害福祉サービス等

P62～ 関係機関・施設等一覧表

沖縄市障害福祉サービス等支給ガイドライン

令和3年7月
沖縄市

「沖縄市障害福祉サービス等支給ガイドライン」には、沖縄市における障害福祉サービス等の支給決定基準が記載されています。

沖縄市民を対象としている、相談支援事業所、相談支援専門員の皆様はぜひご活用ください。

【目次】

1. はじめに
2. 障害福祉サービス等の種類・内容・対象者
3. 障害福祉サービス等の支給申請および決定について
4. 支給量の上限
5. 支給要否等決定について



★沖縄市役所ホームページ内

計画相談支援・障害児相談支援

(指定特定相談支援事業所関係)のページがあり、様式がダウンロードできるようになっています。





ホーム > 健康・医療・福祉 > 福祉 > 高齢福祉・加齢政策 > 福祉事業者 > 障害福祉サービス指定事業所情報

更新日：2022年6月28日

- ・福祉事業者
- ・障害者自立支援法の改正に係る定款等の変更の取扱いについて
- ・指定支援事業者の指定手続きについて
- ・事故発生時の取扱いについて
- ・地域活動支援センター等開始届けについて
- ・障害福祉サービス指定事業所情報
- ・沖縄県障害者介護従業者等養成研修について
- ・障害者介護支援事業者等の指定申請手続きについて

障害福祉サービス指定事業所情報

指定事業所情報

- ・ EXCEL [指定障害福祉サービス事業所情報（令和4年6月1日現在）](#)（エクセル：190KB）
- ・ EXCEL [指定障害福祉サービス事業所情報（令和4年6月1日現在）](#)（エクセル：117KB）

※詳細については、各事業所へ直接お問い合わせください。

※なお、WAM NETに情報を掲載していますので、ご確認ください。（指定障害福祉サービス事業所のみ検索可）

- ・ [障害福祉サービス事業所検索（WAM NET）](#)（外部サイトへリンク）

就労支援事業所情報

- ・ EXCEL [就労支援事業所が提供出来る物品及び設備一覧（12年度更新）](#)（エクセル：93KB）

北部圏域就労支援事業所紹介リーフレット

- ・ [北部圏域就労支援事業所紹介リーフレット（北部福祉事務所・リンク）](#)

★沖縄県ホームページ

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/shogaifukushi/old/20738.html>

A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
申請者名称	事業所名称	事業所-郵便	事業所-住所	事業所-電話	事業所-FAX番号	サービス種類	事業所番号	指定年月	共生型サービス
2	社会福祉法人 まつみ福祉会	就労継続支援B型事業所グレンジョセンター	901-0213	沖縄県豊見城市南栄111	098-850-7756	098-850-7768	就労継続支援（B型）	471000011	2008/8/1
3	有限会社 佐野正福祉開発	シルビアン訪問介護事業所	902-0072	沖縄県那覇市真地426-12	098-833-8837	098-836-6169	居宅介護	4710100027	2006/10/1
4	有限会社 佐野正福祉開発	シルビアン訪問介護事業所	902-0072	沖縄県那覇市真地426-12	098-833-8837	098-836-6169	重度訪問介護	4710100027	2006/10/1
5	有限会社 佐野正福祉開発	シルビアン訪問介護事業所	902-0072	沖縄県那覇市真地426-12	098-833-8837	098-836-6169	行動援護	4710100027	2006/10/1
6	有限会社 佐野正福祉開発	シルビアン訪問介護事業所	902-0072	沖縄県那覇市真地426-12	098-833-8837	098-836-6169	同行援護	4710100027	2011/10/1
7	一般社団法人 那覇市身体障害者福祉協会	就労定着支援事業所そわやか	902-0064	沖縄県那覇市妻宮2-32-1	098-833-7755	098-833-7785	就労定着支援	4710100035	2019/2/1
8	一般社団法人 那覇市身体障害者福祉協会	障害者就労支援センターそわやか	902-0064	沖縄県那覇市妻宮2-32-1	098-833-7755	098-833-7785	就労移行支援（一般型）	4710100035	2007/10/31
9	社会福祉法人 沖縄肢体不自由児協会	障害者就労移行施設 沖縄南部障害者センター	902-0064	沖縄県那覇市妻宮2丁目	098-832-3283	098-835-1291	短期入所	4710100068	2006/10/1
10	社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会	那覇市社会福祉協議会 ホームヘルプステ	901-0155	沖縄県那覇市金城3-5-4	098-859-8383	098-859-8388	居宅介護	4710100076	2006/10/1
11	社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会	那覇市社会福祉協議会 ホームヘルプステ	901-0155	沖縄県那覇市金城3-5-4	098-859-8383	098-859-8388	重度訪問介護	4710100076	2006/10/1
12	社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会	那覇市社会福祉協議会 ホームヘルプステ	901-0155	沖縄県那覇市金城3-5-4	098-859-8383	098-859-8388	行動援護	4710100076	2006/10/1
13	社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会	那覇市社会福祉協議会 ホームヘルプステ	901-0155	沖縄県那覇市金城3-5-4	098-859-8383	098-859-8388	同行援護	4710100076	2011/10/1
14	株式会社ケアネット徳洲会沖縄	一日働ケアセンター	902-0073	沖縄県那覇市上野344番	098-835-9601	098-835-9602	居宅介護	4710100092	2007/11/1
15	株式会社ケアネット徳洲会沖縄	一日働ケアセンター	902-0073	沖縄県那覇市上野344番	098-835-9601	098-835-9602	重度訪問介護	4710100092	2007/11/1
16	有限会社 仲井真	居宅介護支援センター仲井真	902-0075	沖縄県那覇市国場5-2番	098-832-1165	098-832-1164	重度訪問介護	4710100118	2006/10/1
17	有限会社 訪問介護こくら	訪問介護こくら	900-0024	沖縄県那覇市古波蔵4-13	098-831-6982	098-831-7001	居宅介護	4710100126	2006/10/1
18	有限会社 訪問介護こくら	訪問介護こくら	900-0024	沖縄県那覇市古波蔵4-13	098-831-6982	098-831-7001	重度訪問介護	4710100126	2006/10/1
19	有限会社 訪問介護こくら	訪問介護こくら	900-0024	沖縄県那覇市古波蔵4-13	098-831-6982	098-831-7001	行動援護	4710100126	2006/12/1
20	有限会社 訪問介護こくら	訪問介護こくら	900-0024	沖縄県那覇市古波蔵4-13	098-831-6982	098-831-7001	同行援護	4710100126	2011/10/1
21	医療法人 視夢会	ヘルパーステーション小禄	901-0152	沖縄県那覇市小禄547番	098-857-6205	098-857-6098	居宅介護	4710100134	2006/10/1
22	医療法人 視夢会	ヘルパーステーション小禄	901-0152	沖縄県那覇市小禄547番	098-857-6205	098-857-6098	重度訪問介護	4710100134	2006/10/1
23	有限会社 平和	指定訪問介護センターシャローム	902-0072	沖縄県那覇市真地266-1	098-832-3965	098-832-3964	居宅介護	4710100142	2006/10/1
24	有限会社 平和	指定訪問介護センターシャローム	902-0072	沖縄県那覇市真地266-1	098-832-3965	098-832-3964	重度訪問介護	4710100142	2006/10/1
25	有限会社 平和	指定訪問介護センターシャローム	902-0072	沖縄県那覇市真地266-1	098-832-3965	098-832-3964	同行援護	4710100142	2011/10/1
26	社会福祉法人 そてつ会	就労継続支援B型事業所ドリームワークス	900-0024	沖縄県那覇市古波蔵4-7	098-853-0640	098-853-0641	就労継続支援（B型）	4710100183	2010/4/1
27	有限会社 ユニバーサル	有限会社ユニバーサル いまいき介護セン	902-0074	沖縄県那覇市仲井真240	098-836-2755	098-836-2758	居宅介護	4710100191	2006/10/1
28	有限会社 ユニバーサル	有限会社ユニバーサル いまいき介護セン	902-0074	沖縄県那覇市仲井真240	098-836-2755	098-836-2758	同行援護	4710100191	2011/12/1
29	株式会社 ニチイ学館	ニチイケアセンターまよじ	902-0078	沖縄県那覇市宇論名1249	098-835-4606	098-835-4058	居宅介護	4710100209	2006/10/1
30	株式会社 ニチイ学館	ニチイケアセンターまよじ	902-0078	沖縄県那覇市宇論名1249	098-835-4606	098-835-4058	重度訪問介護	4710100209	2006/10/1
31	特定非営利活動法人 エイブルサポート	障がい者生活介護センターつばき	900-0023	沖縄県那覇市笠辺2丁目	098-854-0220	098-854-0220	生活介護	4710100225	2006/10/1

★事業所一覧

（沖縄県内事業所の一覧が掲載されています。）

エクセルでの情報なので、いろいろな方法で絞って検索が出来るので便利です。

★沖縄市障がい者基幹相談支援センターホームページ

<https://okicitykikan.com/>



児童系サービス事業所

青色のリンクをクリックすると詳細が確認できます。

事業所名称	児童発達支援	放デイ	医療型入所	保育所等訪問	日中一時
株式会社Lateral Kids am 古謝	○	○			
特定非営利活動法人ちのら福祉ネット Happy Smile		○			
合同会社CMYK I L O	○	○			
株式会社まなざし Medical Care Kids デイ Lasissa	休止中				
合同会社m o m o oliveやまうち	○	○			
一般社団法人ろうじん Roselle Association CLUB II	○	○			
一般社団法人ろうじん Roselle Association CLUB V		○			
株式会社エイジングワエル アユラ放課後等デイサービス沖縄1	○	○			
特定非営利活動法人まづきまづき児童デイ・トリトン	○(中心)	○(中心)			
特定非営利活動法人まづきまづき児童デイ・トリトンⅡ	○(中心)	○(中心)			

★事業所紹介

(沖縄市内にある事業所の一覧が掲載されています。)

青い文字の部分はクリックが出来、各事業所からいただいた事業所情報を見ることができます。情報提供の資料としてぜひご活用ください。

2. 障がい虐待防止



事業所所長が事業所内で暴言がある。そのため本人が通所できていない。

姉からたたかれたと言っている。

元夫からの金銭搾取の疑いがある。

本人の手足に青あざがある。父にたたかれた。

本人の目にあざがあるとの報告がある。夫からの虐待が疑われる。

小3男児の顔に傷を発見。母親からの暴力が疑われる。

市長申立できないか。妹より経済的虐待の可能性あり。

窓口相談の際、経済的虐待の可能性がうかがえる発言があったので報告したい。

弟と喧嘩し、取っ組み合いから指を握られ、骨折した。弟からの虐待にあたらぬか？

本人が姉に家を出され、従兄宅に身を寄せている。虐待対応が出来ぬか。

大家さんより胸を触られたとの訴えがある。本人が相談したいと言っている。

本人の暴言等により、父・兄が疲弊しており、父親が本人に手を挙げてしまうことがある。

こんな時には迷わず虐待通報を！

障害者虐待って？

障害者虐待防止法の目的は「障害者の権利及び利益を擁護すること」ですが、相談員として「障害者虐待の防止+養護者に対する支援」を意識することも大切です！

○虐待の主体に基づいた3つの分類

- ①養護者（障がい者をお世話しているご家族等）による障がい者虐待
- ②障がい者福祉施設従事者等（障がい者施設や障がい福祉サービス事業所の職員）による障がい者虐待
- ③使用者（障がい者を雇用する会社の雇用主等）による障がい者虐待

虐待行為5つの分類

①身体的虐待：障がい者の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

例) 叩く、殴る、蹴る、つねる、正当な理由がない身体拘束等

②放棄・放置（ネグレクト）：障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他利用者による虐待と同様の行為の放置、その他の障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

例) 食事や排泄、入浴、洗濯等身近な世話や介助をしない等

③心理的虐待：障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は、不当な差別的言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

例) 脅し、侮辱、無視、嫌がらせ等で精神的に苦痛を与える等

④性的虐待：障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。

例) 性交、性器への接触、裸にする、わいせつな映像を見せる等

⑤経済的虐待：障がい者の財産を不当に処分すること。その他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

例) 本人の同意なしに年金・資金・財産や預貯金を処分する等

法律では、虐待を受けた疑いのある障害者を発見した人に、通報する義務を定めています。障がい者や養護者・家族等に虐待が疑われるサインが見られる場合には速やかに市の虐待防止センターに通報しましょう。通報者が「虐待に該当するか？」を迷う必要はありません。虐待の調査は虐待防止センター職員が行います。虐待の早期発見・対応が問題の深刻化を防ぎ、障がい者だけでなく、虐待した側をも救うことにつながります。

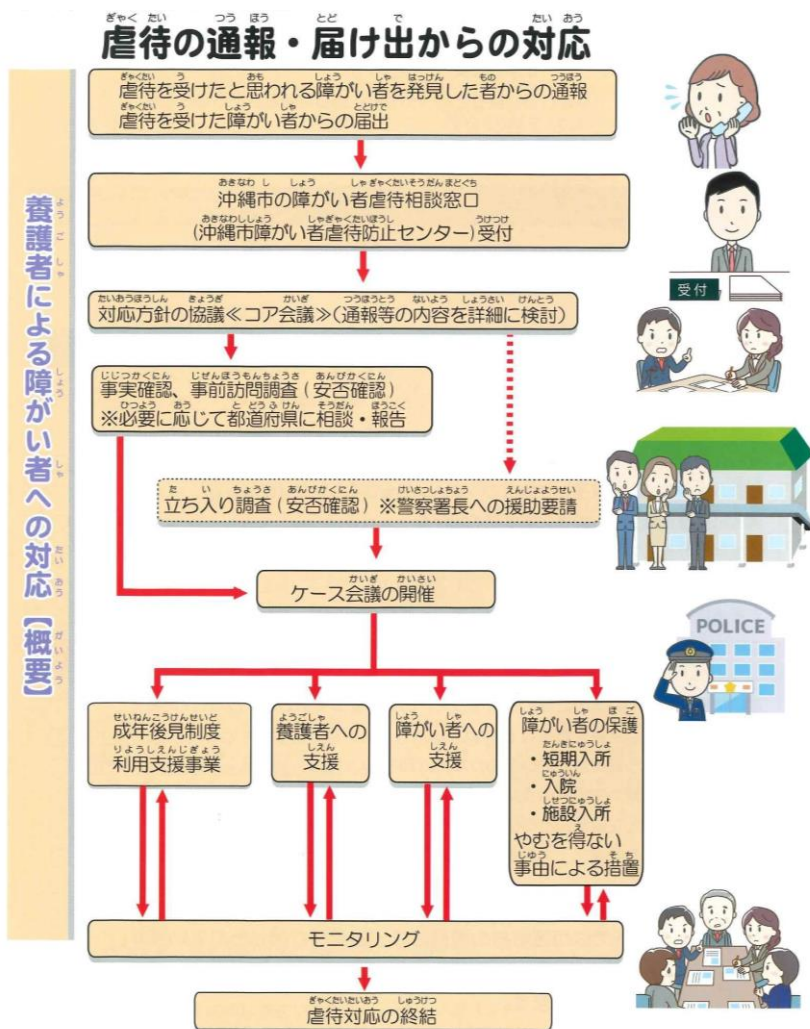
沖縄市障がい者虐待防止センター (沖縄市役所障がい福祉課)

【直通】098-939-7894 (平日8:30~17:15)

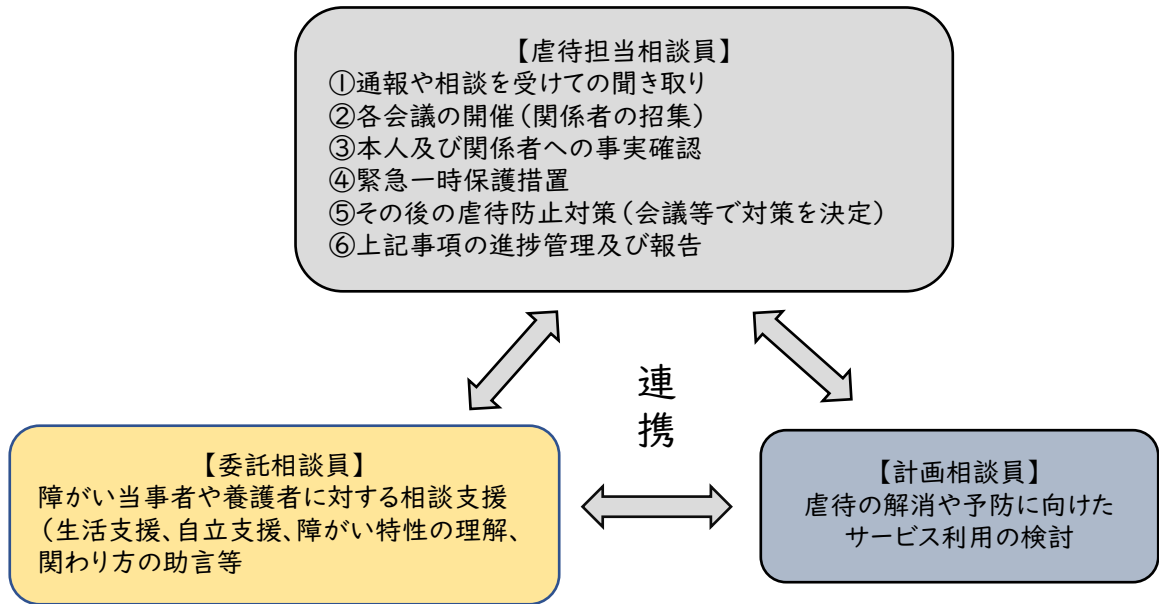
【FAX】098-939-7739

【メール】skenriyogo@city.okinawa.lg.jp

~虐待通報の流れ~



虐待対応に関する相談員の役割分担



- ・保護、分離の手段として、契約による障害福祉サービス(短期入所等)が支給決定されている場合、基本サービスでの対応になります。
- ・本人の障害特性や体調面に応じた受け入れ先の確保、また受け入れ側のリスクも高いため、調整が困難になる場合もあります。
- ・虐待リスクの高い障害者について、現在サービスを利用していない方でも、事前に事業所の体験利用等や定期利用を促し、緊急時にすぐに利用出来るよう体制を整えておくことが大切だと考えられます。

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

所在 場所 年齢	在宅 (養護者・ 保護者)	福祉施設						企業	学校 病院 保育所
		〈障害者総合支援法〉		〈高齢者施設等〉	〈児童福祉法〉				
		障害福祉 サービス事業所 (入所系、日中系、訪 問系、GH等含む)	一般相談支援おきなわ 事業所又は 特定相談支援事業所	高齢者施設等 入所系、通所系 (訪問系、居住系等含)	障害児通所支援 事業所 (児童発達支援、 放課後等デイ等)	障害児入所 施設等(注1)	障害児相談支援 事業所		
18歳未満	児童虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (都道府県) ※被虐待者支援は、障害者 虐待防止法も 適用	障害者虐待 防止法 ・適切な権限行使 〔 都道府県 市町村 〕	障害者虐待 防止法 ・適切な権限行使 〔 都道府県 市町村 〕	/	障害者虐待 防止法(省令) ・適切な権限行使 〔 都道府県 市町村 〕	児童福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県)	障害者虐待 防止法(省令) ・適切な権限行 使 〔 都道府県 市町村 〕	障害者 虐待 防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 労働局)	障害者 虐待 防止法 ・間接的 防止措置 (施設長)
18歳以上 65歳未満	障害者虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)	/	/	【20歳まで】 障害者虐待 防止法(省令) ・適切な権限行使 〔 都道府県 市町村 (注2) 〕	【20歳まで】 児童福祉法 ・適切な権限行使 (都道府県)	/	/	/	/
65歳以上	障害者虐待 防止法 高齢者虐待 防止法 ・被虐待者 支援 (市町村)	/	高齢者虐待 防止法 〔 特定疾病40歳以上 の若年高齢者含む。 〕 ・適切な権限の施行 〔 都道府県 市町村 〕	/	/	/	/	/	/

(注1) 里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

(注2) 放課後等デイサービスのみ

その他（児童・高齢者）の通報先

児童⇒児童虐待防止法

- ・コザ児童相談所 【TEL】098-937-0859
- ・沖縄市こども相談健康課 【TEL】098-929-3135

高齢⇒高齢者虐待防止法

- ・沖縄市基幹型包括支援センター
【TEL】098-939-1212（内線3144、2194）
- ・沖縄市地域型包括支援センター

北部（池原、登川、知花、明道、松本）	098-929-3919
中部北（美里、東、宮里、吉原、城前、越来）	098-987-8025
中部南（嘉間良、住吉、室川、安慶田、照屋）	098-923-0603
西部北（八重島、センター、中の町、胡屋、園田）	098-988-5525
西部南（諸見里、久保田、山内、山里、南桃原）	098-988-7290
東部北（古謝、東桃原、大里、海邦町、泡瀬第一、二、三）	098-937-1100
東部南（高原、泡瀬、比屋根、与儀）	098-923-0553

法律のおさらい

平成12年	児童虐待の防止等に関する法律成立
平成13年	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）成立
平成17年11月	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律成立
平成23年6月	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律成立
平成24年10月 法律施行	全市町村が単独又は複数の市町村で共同して「市町村虐待防止センター」の業務を開始。

『虐待』かもしれないと思ったら『通報』を

障がい者への虐待を 防ぎましょう!

障がいのある方への虐待は法律で禁止されています。
障がい者への虐待に気づいた方は速やかに**通報する義務**があります。
また虐待を受けている障がい者からの相談も受け付けています。
下記まで連絡ください。匿名でも受け付けます。

沖縄市障がい者虐待防止センター
(沖縄市役所 障がい福祉課)

【直通】 **098-939-7894** (平日 8:30 ~ 17:15)

【代表】 **098-939-1212**

【FAX】 **098-939-7739**

【E-mail】 **skenriyogo@city.okinawa.lg.jp**

日々、相談業務をする中で、これって虐待?! ←

と思うことありませんか? ←

←

~**早期発見**がその後の支援に繋がります~ ←

虐待を受けている人も行っている人も「虐待」と認識していない場合があります。このため、虐待が発生していても表面化しにくく、支援が届かない現状があります。問題が深刻化する前に早期発見し、支援に繋がっていくことが重要です。 ←

←

【沖縄市役所HP 障害者虐待防止法について】 ←

https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k019-002/kenkou/shougai/fukushi/shougai_shashien/24277.html ←

←

←

【沖縄市役所HP 沖縄市障がい者虐待防止パンフレットPDF】 ←

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/documents/797/01pannfu.pdf> ←

児童

日々、相談業務をする中で、これって体罰？！
と思うことはありませんか？

子どもへの体罰は法律で禁止されます。体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいきましょう。

【沖縄市役所HP 児童虐待 子どもへの体罰】

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k029-003/kosodate/kosodateshien/jidougyakutai/29469.html>

【厚生労働省 体罰等によらない子育てのために】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html>

沖縄市子ども相談・健康課 子ども相談係（沖縄市役所2階）

TEL:098-929-3135(相談室直通)

相談日時(月曜日～金曜日)

午前 9時～12時 午後 13時～16時

★夜間・休日の虐待の児童虐待に関する連絡先

おきなわ子ども虐待ホットライン(沖縄県中央児童相談所管内)

TEL:098-886-2900

高齢者

日々、相談業務をする中で、これって虐待？！
と思うことはありませんか？

【沖縄市役所HP 高齢者虐待の相談先

(各地域の包括支援センター)】

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/k020-005/kenkou/koureisha/kaigohoken/seidonitsuite/2282.html>

【厚生労働省 市町村・都道府県における

高齢者虐待・養護者支援の対応について】

<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/boushi/060424/index.html>

高齢者の権利を守る 高齢者の虐待を防ぎましょう

高齢者が家族、親族などから暴力を受けるなど、「高齢者虐待」は大きな社会問題となっています。

高齢者虐待の早期発見、早期対応を図るとともに、家族、親族などの養護者の支援を行いその負担の軽減を図るため、平成18年4月1日より「高齢者虐待防止法（正式名：高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）」が施行されました。



●こんなことが虐待になります

- 身体的虐待 たたく、なぐる、ける、やけどを負わす、ベッドにしぼりつける、外出させないなど
- 介護・世話の放棄、放任 食事を十分に与えない、脱水、栄養失調状態にするお風呂に入れない、オムツをかえないなど
- 心理的虐待 怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視をする
- 性的虐待 懲罰的に下半身を裸にする、性行為の強要など
- 経済的虐待 本人の財産を無断で処分する年金、預貯金を本人の意思や利益に反して使う本人に必要なお金を使わせない・渡さないなど

3. 沖繩市地域生活支援拠点等事業



はじめに

地域生活支援拠点とは平成30年より全国で整備がすすめられてきた事業です。

本項目は沖縄市で作成した地域生活支援拠点の資料を参照される前に、全国的に進められている本事業の概要について、当事者のみなさま、養護者のご両親やご兄弟、また計画相談や福祉サービス事業所などご本人および関わる皆様が本事業を理解しやすくするために作成しました。

地域生活支援拠点事業とはいったいどういう事業なのでしょうか？

ひと言で簡潔にまとめると

“緊急の事態”が生じた際に

①緊急時対応がすぐできる体制を作っておくこと

“緊急の事態”が生じる前に

②将来的に緊急にならないように準備をしておくこと

では“緊急時”とはどういった状況なのでしょうか？

多くの市町村で定義づけているのが、(高齢の)親と同居し必要な手伝いをしてもらいながら生活している環境で、手伝いをしてくれている親が急な病気やケガで家から出ないといけな
い、または手伝いができない状態になるという状況の変化を緊急と定義しています。

架空の事例を例に挙げてみるので一緒に考えてみましょう。

事例

75歳の母と40歳の知的障害の女性と二人で生活している。炊事洗濯、お金の管理は母がしており、入浴やトイレなど生活動作に介助は必要なく自身でおこなっていた。日中活動は福祉サービスのB型就労をおこなっているが、朝の荷物の準備は母がおこない起床、洗面、歯磨き、入浴等は母の指示があって行っていた。福祉サービスはB型就労以外利用してはいない。

ある日B型就労している間に母が交通事故で骨折し、救急病院へ搬送され最低でも1か月の入院が必要となったが、母の代わりに自宅で生活を支えてくれる親族、友人はいない。

事例の状況になった場合、

どのようにご本人の安全と安心を確保していけるでしょうか？

またお母さんが元気に生活できている間にできる準備とはなんのでしょうか？

地域生活支援拠点を整備していく5つの機能が国から挙げられています。

事例Ⅰを下記①～⑤の機能に沿って考えてみましょう。

地域生活支援拠点5機能

- ①相談
- ②緊急時の受け入れ・対応
- ③体験の機会・場
- ④専門的人材の確保・養成
- ⑤地域の体制づくり

事例のように養護者のお母さんが生活を支えており、そのお母さんが自宅に戻れない状況になった際確認しないといけない点が多くつもあります。

ここで①相談機能が働くのですが、

これまでは緊急の事態になった際に状況を知った担当の計画相談や委託相談、通所事業所などが役所障がい福祉課等と相談しどのように安全が図れるか協議していました。

- ・お母さんのいない家で一人で時間を過ごせるのか？
(ADL評価/精神的不安/危険回避)
- ・一人自宅で危険はないか？
- ・いれるならどのような手伝いが必要か？(居宅介護の要否)
- ・入所施設を利用したことがあるか？(適応)
- ・グループホームを利用したことがあるか？
- ・近隣に手伝いができそうな親戚はいないか？いるならどの程度手伝えるか？
- ・アレルギーはないか？
- ・どこで過ごすのがもっとも本人にとっても安心して安全か？
- ・特性についての評価と具体的な対応方法はあるか？

①相談機能

- 話を受けた担当が変わると確認するポイントも変わる可能性があります。
担当が変わっても評価ポイントが変わらない評価シートが必要です。
- 緊急の事態が起きてからどうするか決めるまでの『誰が、どこで、何を決める』の流れを作ることが必要です。
- 緊急の事態になる前に、そのリスクがあることがわかっていれば準備をすることができるようになります。(登録リストの作成)

それでは次に

お母さんがいないと家でひとりでは安全に生活ができないと判断された場合や、一日何度かのお手伝いがあれば安心して生活できると判断された場合に

②緊急時の受け入れ・対応にあたらないといけません。

②緊急時の受け入れ・対応

- 自宅でもひとりでは安全に過ごせないのであれば協力してくれる施設(入所/短期入所/グループホーム)の確保が必要です。
- ひとりでは難しいけれど少し手伝いがあれば安全に自宅で生活できるのであれば、協力してくれる居宅介護支援事業所の確保が必要です。
- 安心して施設やヘルパーさんを利用するにはどのようなひとで、どのような配慮が必要かをあらかじめ知っておいてもらうことが必要です。

事例のお母さんが元気な時に緊急の事態に備えて準備をすすめておくことが、

③体験の機会・場の機能になります。

養護者のお母さんが将来的な心配をしていることは容易に想像できるのではないのでしょうか？お母さんに急な病気による入院などの状況の変化に対応できるよう練習しておく必要があります。

③体験の機会・場

体験入所を通して自宅以外、お母さん以外の支援者とも安心して生活できることを学んでもらうことが必要です。

体験することで緊急の事態が起こっても不安なく利用でき、またサービスを提供する事業所も安心して引き受けることができます。

④専門的人材の確保・養成

⑤地域の体制づくり

④⑤は本事業後半の体制整備ですが、地域共生社会づくりを目指した地域づくりを目標にしている指標です。地域見守り体制や福祉サービスのみにとらわれない同じ地域に住んでいる方々で、助け合っていける地域と住民を育てていこうという目標です。社会福祉協議会や民生委員、“地域の防災”などと重ねながら今後考える輪を広げていく必要があると考えています。

上記内容を踏まえ、

『沖縄市地域生活支援拠点等事業』についての資料もご確認ください。

沖縄市地域生活支援拠点等事業

指定特定相談事業者、指定障害児相談支援事業者説明資料

令和3年6月

1. 沖縄市地域生活支援拠点等事業について

沖縄市では、国の「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実地を確保するための基本的な指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）及び「第 5 期障害福祉計画（平成 30 年度～令和 2 年度）」、沖縄市の「第 4 次沖縄市障がい者プラン（改訂版）（平成 30 年度～令和 2 年度）」もとに、地域生活支援拠点等の整備について、検討を行ってきました。令和 2 年度に入り、沖縄市障がい者自立支援協議会において、拠点部会を立ち上げ、部会での検討等を踏まえ、令和 3 年度より沖縄市地域生活支援拠点等事業を開始しました。

本事業は、現在の障害福祉サービス事業所等をはじめとする関係機関との連携体制や機能等を強化・充実させ、障がい者の重度化・高齢化及び親亡き後を見据え、障がい者又は障がい児その家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう整備していきます。

2. 地域生活支援拠点等とは（※厚生労働省の資料より）

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、地域生活において、障がい児者やその家族に緊急事態に対応を図るもので、具体的には、以下の 2 つの目的を持ちます。

○緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・入所等の活用

⇒地域における生活の安心感を担保する機能を備える。

○体験の機会の提供を通じて、施設や親元からの共同生活援助（GH）、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備

⇒障がい者等の地域での生活を支援する。

※沖縄市の地域生活支援拠点における「緊急時」の定義

「日常生活等で介助が必要な障がい者のいる世帯で、主たる介助者が病気等により不在となり、他の者からの支援も見込めず、介助を受けることができない状況となった場合」

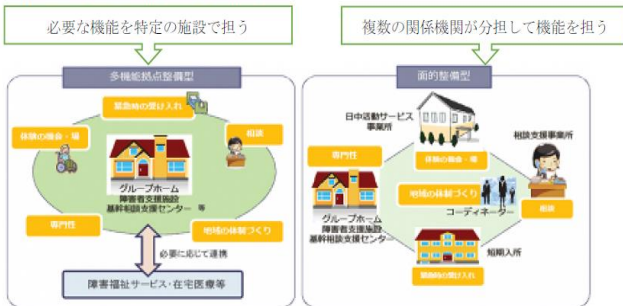
3. 地域生活支援拠点等に必要な機能（※厚生労働省の資料より）

主な機能は、①相談、②緊急時の受入・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりとしています。

	機能	具体的な内容
(1)	相談	基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、特定相談支援事業所とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能
(2)	緊急時の受入・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
(3)	体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
(4)	専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる人材の養成を行う機能
(5)	地域の体制づくり	基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるようサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

4. 地域生活支援拠点等の整備

国が示している整備手法の2種類の型



※沖縄県では・・・

複数の関係機関が役割を分担して機能を担う「面的整備型」

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等、既存の社会資源も含め連携体制を強化し、役割分担を行い、障がい者・障がい児及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう整備していきます。



5. 地域生活支援拠点等に関する加算

(1) 相談機能の強化

【地域生活支援拠点等相談強化加算】 700単位

拠点等における相談の機能を強化する観点から、特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所を含む。）にコーディネーターの役割を担うものとして相談支援専門員を配置し、相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行うことを評価する加算。

(2) 緊急時の受入れ・対応の機能の強化

①【緊急短期入所受入加算（Ⅰ）】 180単位/日

②【緊急短期入所受入加算（Ⅱ）】 270単位/日

居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事業がある場合にあっては、14日）を限度として、当該緊急利用者のみに対して加算。

※地域生活支援拠点等の登録（機能を担う事業所）の有無で加算の算定の可否を分けることはしない。

③【定員超過特例加算】 50単位/日

居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、利用者の基準を超えて10日を限度として、1日につき加算。

※地域生活支援拠点等の登録（機能を担う事業所）の有無で加算の算定の可否を分けることはしない。

④【地域生活支援拠点等に係る加算】 100単位/日 ※

(短期入所、重度障害者等包括支援)

市が地域支援拠点等として位置付けた短期入所事業所について、地域生活支援拠点等として緊急時の受入対応等の役割を担うことを評価する加算。

※令和3年度障害福祉サービス等報酬改定（令和3年4月1日より）

※緊急時の受入に限らず加算

※指定短期入所等を行った場合に、利用を開始した日に加算する。

※重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む。

⑤【地域生活支援拠点等に係る加算】※

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

+ 50 単位/回

自立支援生活援助、地域定着支援

+ 50 単位/日

市が地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担うことを評価する加算

※令和3年度障害福祉サービス等報酬改定（令和3年4月1日より）

※緊急時の受入に限らず加算

※緊急時対応加算、緊急時支援加算（Ⅰ）又は緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合に更に+50単位を上乗せする。

(3) 体験の機会・場の機能強化

①日中系サービス

【体験利用支援加算】 500 単位/日（初日から5日目まで）

+ 50 単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

250 単位/日（6日目から15日目まで）

+ 50 単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

指定障害者支援施設等における指定生活介護等を利用する利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、以下のいずれにも該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に限り算定

- ・ 体験的な利用支援の利用日に当該指定障害者支援施設等において昼間の時間帯における介護・訓練等を行った場合
- ・ 体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連携調整その他の相談援助を行った場合

②地域移行支援

- ア. **【体験利用加算】** 500単位/日（初日から5日目まで）
+50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）
250単位/日（6日目から15日目まで）
+50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に加算

イ. **【体験宿泊加算（Ⅰ）】** 300単位

+50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供した場合

ウ. **【体験宿泊加算（Ⅱ）】** 700単位

+50単位/日（地域生活支援拠点等の場合）

指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、当該地域相談支援給付決定障害者の心身の状況に応じ、当該地域相談支援給付決定障害者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合

③施設入所支援

【体験宿泊支援加算】 120単位/日

指定障害者施設に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、指定障害者施設の従業員が指定地域移行支援事業者との連絡調整その他相談援助を行った場合に1日につき算定。

(4) 専門的人材の確保・養成の機能の強化

①【重度障害者支援加算】 7単位/日 (体制加算)

拠点等における専門的人材の確保・養成の機能を強化する観点から、手厚い体制や個別特性に対応する支援の評価として、生活介護に創設。

強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置している旨の届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に加算。強度行動障害を有する者が利用していない場合は加算しない。

※地域生活支援拠点等の登録（機能を担う事業所）の有無で加算の算定の可否を分けることはしない。

②【重度障害者支援加算】 180単位/日 (個人加算)

拠点等における専門的人材の確保・養成の機能を強化する観点から、手厚い体制や個別特性に対応する支援の評価として、生活介護に創設。

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して個別の支援を行った場合。

※地域生活支援拠点等の登録（機能を担う事業所）の有無で加算の算定の可否を分けることはしない。

(5) 地域の体制づくりの機能強化

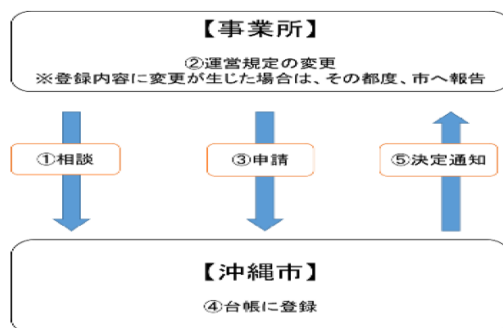
【地域体制強化共同支援加算】 2,000単位/日 (月1回を限度)

地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合。

6-1. 沖縄市地域生活支援拠点等事業の登録について

【登録申請時必要書類】

- ①沖縄市地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1号）
- ②運営規定（地域生活支援拠点の機能を担うことを規定しているもの）
- ③地域生活支援拠点で担う機能に応じた、事業者指定通知の写し。（市の指定は提出不要）



6-2. 沖縄市地域生活支援拠点等事業に登録した指定特定相談支援事業所等に関連する加算の請求等について

(1) 地域生活支援拠点等相談強化加算

【地域生活支援拠点等相談強化加算】 700単位

地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障がい者等や家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により地域における生活の安心感を担保することを目的とする。

【算定基準】

・地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、コーディネーターの役割を担うものとして相談を受け、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合

(短期入所事業所への受入れ実績(回数)に応じて、月4回を限度)

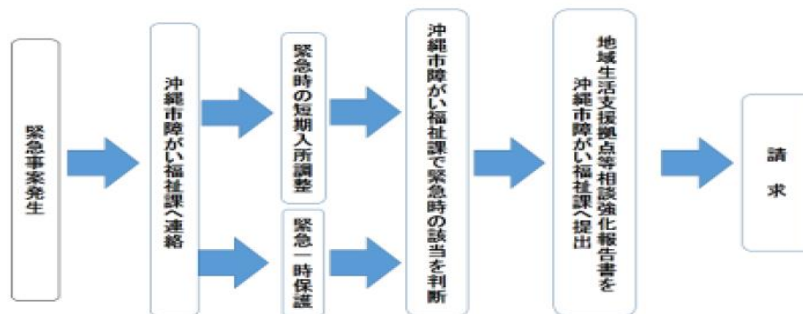
【留意事項】

・障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に対する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整を行った場合に利用者1人につき1月に4回を限度として加算するもの。

※1 指定地域生活支援事業所と一体的に事業を行っている場合であって、かつ、当該指定地域定着支援サービス費を算定する場合は、指定特定相談支援事業所において当該加算は算定できない。

※2 「地域生活支援拠点等相談強化報告書」を沖縄市障がい福祉課へ提出が必須。別紙「地域生活支援拠点等相談強化報告書」参照。

【地域生活支援拠点等相談強化加算の請求の流れ】



(2) 地域体制強化協働支援加算

【地域体制強化共同支援加算】 2,000単位/日(月1回を限度)

地域生活支援拠点等の必要な地域の体制づくりの機能として、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的とする。

【算定基準】

地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応し、協議会に報告した場合

※自立支援協議会へ事例を通して、地域支援体制等の課題を提起する際の利用などを想定。

6-3. 地域生活支援拠点等事業に登録することで可能となる、指定特定相談支援事業所等の基本報酬区分の複数事業所での協働体制による算定要件の確保について

令和3年度より創設された基本報酬区分（機能強化型（継続型）サービス支援費）について、複数事業所の協働による体制の確保や質の向上に向けた取り組みを評価する観点から、常勤専従の相談支援専門員1名配置を必須としたうえで、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所で人員配置要件が満たされていることや24時間の連絡体制が確保されていることをもって、機能強化型サービス利用支援費等の算定要件を満たすことが可能となる。

【必要事項】

- ・所在する市において地域生活支援拠点の登録を受けていること。
- ・運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所であることを規定していること。
- ・事業所間の協働体制において、機能強化要件（Ⅰ）～（Ⅳ）を満たしていること。
- ・協働体制を確保する事業所間において協定を締結していること。

（必要な協定事項）

- ①協定の締結年月日 ②協定を締結する事業所名 ③協定の目的 ④協働による確保する体制の内容 ⑤協働体制が維持されていることの確認方法 ⑦協働する事業所の義務 ⑧協定が無効や解除となる場合の事由や措置 ⑨秘密保持 ⑩協定の有効期間
- ・協働体制を維持できているかについて、協定を締結した事業所間において定期（月1回）に確認が実施されていること等の体制が確保されていること。
- ・原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月2回以上協働して実施していること。

7. 沖縄市地域生活支援拠点等事業の具体的内容

（1）相談機能

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所が持っているコーディネート機能をそのまま活用し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

機関名	役割等
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の登録（機能を担う事業所）の有無に関わらず、障害福祉サービス等を利用している利用者に対し、緊急時を想定し、サービス等利用計画を作成する。常時、緊急時の対応について、利用者やその家族等で確認を行い、連携体制を整える。 ・緊急時の支援が見込めない世帯を把握し、登録を積極的にを行う。
委託相談支援事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所と連携し、対象者の支援を行う。 ・地域において、障害福祉サービス等を利用していない障がい者又は障がい児で、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握するように努め、緊急時の連携体制を確保し、障害福祉サービス等の利用及び登録を積極的に促していく。
基幹相談支援センター 沖縄市障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、委託相談支援事業所と連携し対象者の支援を行う。 ・各機関の連携体制の強化を行い、相談機能の充実を図る。

(2) 緊急時の受入・対応機能

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

機関名	役割等
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 委託相談支援事業所 基幹相談支援センター 沖縄市障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービス等を利用している方で緊急の連絡を受けた場合は、特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所は、短期入所等の利用を調整する。 ・ 緊急時の対応については、短期入所に限らず、訪問系サービスによる対応も含め、適切な対応を行う。 ・ 障害福祉サービス等を利用していない方や登録をしていない方で緊急対応が必要な場合は、委託相談支援事業所が中心となり短期入所等の利用を調整する。 ・ 基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所は、特定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所と連携し対象者の支援を行っていく。 ・ 障がい者虐待による緊急対応と同様な支援が必要な場合は、沖縄市障がい福祉課も含め調整を行っていく。
短期入所事業所 訪問系サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスを利用している方や登録をしている方で緊急対応が必要になった場合は、事業所は、地域生活支援拠点等の登録（機能を担う事業所）の有無に関わらず、受入を行う。 ・ 地域生活支援拠点等を担う事業所は、障害福祉サービス等を利用していない方や登録をしていない方で、緊急時の受入の要請があった場合は受入を行う。
その他関係機関	緊急受入・対応の要請があった場合は、できる限り協力する。

(3) 体験の機会・場の提供機能

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

まずは、既存の社会資源を活用していくことを基本としていく。今後、拠点部会で運用について、協議していく。

(4) 専門的人材の確保・育成の機能

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる人材の養成を行う機能。

現在、基幹相談支援センターや沖縄市障がい者自立支援協議会等で研修等を実施しているため、今後も研修等を継続しながら専門的人材の確保・育成の機能について、検討を行っている。

(5) 地域の体制づくりの機能

地域の様々なニーズに対応できるようサービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

現在、沖縄市障がい者自立支援協議会を中心に地域の体制づくりを実施してきている。今後も地域の障害福祉サービス事業所やその他関係機関の協力を得ながらネットワークを強化していく。

沖縄市地域生活支援拠点等事業は、地域生活支援拠点等を担う事業所だけではなく、すべての障害福祉サービス事業所等で連携し、地域のみなさんの参画や協力が不可欠です。
今後ご協力の方よろしくお願ひします。



4. 福祉における教育との連携





こんにちは！
 私たち相談支援専門員が『教育』についての相談を受けた際、頼りになる冊子をいくつかご紹介いたします。

沖縄市暮らしの便利帳

メルマガ@おきなわ ☎ 9391212@hn-jin2.net

- 防災メールマガジン (地震、大雨などの緊急時や避難所等の取組情報や防災に関する情報)
- 生涯学習メール「まなびオキナワ」
- 観光交流情報メール(家族情報、観光施設状況、消費安全情報)
- イベント情報メール ● 環境と安全の情報メール ● スポーツ監視メール

わが街 沖縄市 株式会社 サイネックス

沖縄市ガイド	8
もしもの時は	38
市民相談	50
届け出・証明	52
子ども・医療・健康	58
福祉	68
国保・後期高齢者年金	82
税金	90
教育	95
暮らし	97
学習・余暇	115
議会・選挙	119
生活ガイド	122

市役所へのお問い合わせは
 ☎098-939-1212
 〒904-8501
 沖縄市仲家根町26番1号
 http://www.city.okinawa.okinawa.jp/

その1 「沖縄市暮らしの便利帳」

『教育』は、制度が多くてややこしい。覚えるのではなく、その都度、チェックすればOK!

どこでゲットするかというと、

- ①市役所内
- ②社会福祉協議会
- ③ネット検索

生活上の様々な情報が満載です。『教育』以外もチェックして、ご自分の引き出しに入れてください。

政ガイドINDEX

もしもの時は	38
市民相談	50
届け出・証明	52
子ども・医療・健康	58
福祉	68
国保・後期高齢者年金	82
税金	90
教育	95
暮らし	97
学習・余暇	115
議会・選挙	119

税金	90
市税のしくみ	90
軽自動車税	91
市たばこ税	93
税務関係証明書	93
固定資産税	93
市税の納期等	94
教育	95
小・中学校	95
教育・援助	95
進学のために	95
青少年のために	96
暮らし	97
自治会	97
くらしの安全	97
水道	98
下水道	100
ごみ	102
公園	106
市営住宅	108
建築ガイド	108
埋蔵文化財包蔵地と開発調整	109
沖縄市景観計画の届け出	109

地区計画の届け出	110
住居表示のお知らせ	110
開発許可制度	111
都市計画法第53条の許可	111
農地に住宅を建築する(農地以外の目的)	111
農地の権利移動について	111
農業を営んでいる方へ	111
中小企業育成	112
産業の振興	112
中心市街地への定住促進	112
沖縄市循環バス	113
市政情報センター	114
基地苦情受付電話	114
学習・余暇	115
生涯学習	115
社会教育団体活動	115
「沖縄市史」の発行、ヒストリート事業	115
スポーツ施設の利用	116
沖縄こどもの国	117
主な施設・機関一覧表(五十音順)	118
議会・選挙	119
議会	119
選挙管理委員会	119



ワンフロアの広さは九州最大級の図書館です!
 市の中心にある複合施設に移転し、旧施設の約3倍の広さとなった沖縄市立図書館、蔵書も充実してまいりますので、生涯学習の場として、また親子が集う安らぎの空間として、どうぞご利用ください。

- 中央2丁目28-1
- 沖縄市雇用促進等施設(BCコザ)1階
- ☎929-4919
- 火～金:午前9時30分～午後8時
- 土・日:午前9時30分～午後6時



沖縄市は小中学校（16小学校、8中学校）の他に特別支援学校が2校あるので、学校主催のイベントや会議への参加依頼もあるかと思います。

「頼れる冊子」を賢く活用していきましょう！

おすすめの冊子！

『教育』はもちろん、障がい分野における大概の制度が網羅されています。

2021年度版

障がい福祉ガイドブック

沖縄市

沖縄市エイサーキャラクター

この冊子の内容は、令和3年4月現在の内容を掲載しておりますので詳しくは、お問い合わせください。

沖縄市健康福祉部 障がい福祉課 ♥ 株式会社サイネックス

相談	16
手帳	20
医療	24
手当・年金等	30
障害者総合支援法による総合的な支援	33
児童福祉法に基づく障害児支援	38
補装具・日常生活用具等	40
その他の支援	45
住宅	48
自動車・交通等	49
教育	52
就労支援・相談	53
税・使用料の減免等	54
スポーツ・レクリエーション	58
その他	59
団体	61
マイナンバーの利用	61
関係機関・施設等一覧表	62
健康関連	69
生活ガイド（リフォーム）	70

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

その2

「沖縄市障がい福祉ハンドブック」

障がい福祉課から毎年発行されるこの冊子。ぜひ手に取ってご自分の虎の巻にしてください。

どこでゲットするかというと、

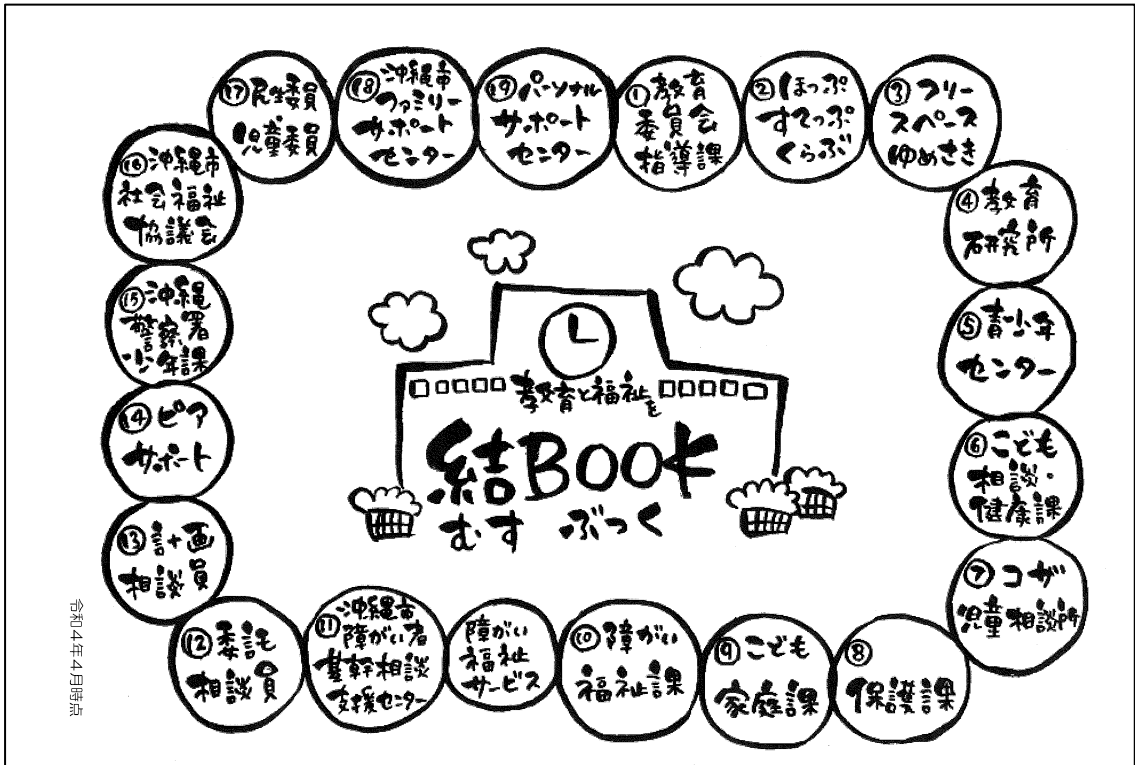
- ① 市役所内
- ② ネット検索

目次に注目！

生活上の様々な情報が載っているので携帯しておく便利です。



何かと学校に出入りすることの多い私たち。
自己紹介するときに活用するのもいいですね！



その3 「結BOOK」

こども相談・健康課と沖縄市基幹相談支援センターが
コラボで作成した冊子。

学校を取巻くあらゆる支援機関の情報が満載なので、
児童分野の予習・復習におすすめです。

沖縄市障がい者基幹相談支援センターのHPから
ダウンロードできます。

情報は毎年更新されるので、年1回のダウンロードを
忘れずに！



私たちに必要な情報は、障がい福祉課からだけでなくあらゆる部署・課から発信されています。
立ち寄ったついでに「何かないかな〜👀」とキョロキョロ見る習慣をつけるといいですね



その4 「沖繩市こども支援ガイドブック OKIIKU手帖」

沖繩市こども企画課から毎年発行されるこの冊子。
児童分野は苦手〜という人は必見です!

どこでゲットするかというと、

- ①市役所内
- ②ネット検索

ネット検索では、外国語表記ややさしい日本語表記もあるので外国籍の方の支援に重宝しますよ。



多国籍な沖縄市。外国人の方々も沖縄市での暮らしの情報や、福祉サービスが必要な方がいるんじゃない？その通りです。

言語別で調べることができるんです。

相談支援専門員も知っていると安心しませんか？

Living in Okinawa City
外国人のための生活ガイド

Language

やさしいほんご

Other Languages

何か分からないことがあるかな？
Aボ- (AIチャットボット) が答えるよ！

Languages supported by Google Translate

> English	> 中文(简体)	> 中文(繁體)	> Español
> 한국어	> Français	> Português	> tiếng Việt
> Tagalog	> తెలుగు	> Bahasa Indonesia	



冊子が苦手な方は、電子書籍の活用を！
必要な方に、必要な情報を的確に伝えていきましょう。

沖縄市『障がい福祉ガイドブック』電子書籍のご紹介

株式会社サイネックスが、全国各地の地方自治体と共同発行をおこなっている地域行政情報誌『わが街事典』の電子書籍化をおこない、それを縦覧する新たなメディアとして『わが街事典』電子書籍をリリースいたしました。

直感的にわかりやすくレイアウトされた操作画面により、誰でも簡単に使いこなせる操作性となっています。

iPad/iPhone/Android版『わが街事典』は一度ダウンロードするとお手持ちのデバイスから地域を選択し閲覧することが可能です。地域別にアプリをダウンロードいただく必要はございません。

※PC(HTML5)版は、スマートデバイスでも閲覧可能です。



公式アプリ『わが街事典』を今すぐチェック！

PC(HTML5)版

電子書籍(HTML5版)を見る

iPad版

AppStore (iTunes) から
アプリをダウンロードする

iPhone版

AppStore (iTunes) から
アプリをダウンロードする

Android版

Google playから
アプリをダウンロードする



制度内容や問合せ先は、更新・変更することがあるので
ご自身で毎年のチェックを忘れずに!

最後に、
紹介してきた冊子に掲載されている教育情報について
ざっくりとまとめてみました。
参考までにどうぞ😊

相談者が求めている「キーワード」をしっかりとキャッチして、
より多くの情報が届けられますように。。

【キーワード:不登校】

●こどもの生活サポートチーム

沖縄市教育委員会指導課に「こどもの生活サポートチーム」があります。
通称「こサポ」。

こサポは学校担当制となっており、担当する学校への訪問活動を通して
学校や保護者と連携を図りながら個別支援を行っています。

主に不登校や子育て・就学援助制度の手続き等について対応しています。
年度によって担当者が変わることもあるので、確認が必要です。

問合せ:沖縄市教育委員会指導課

☎098-939-1212(内線:2759)

●沖縄県総合教育センターでの教育相談

県教育長が管轄する、教育に関する相談窓口です。

「不登校等の教育上の問題に関する窓口」と「発達や障害に関する相談
窓口に分かれています。

・不登校に関する相談 ⇒ 「教育相談研究室」

学校不適応や不登校、いじめに関する相談に応じます

問合せ:沖縄県総合教育センター ☎098-933-7537

・発達や障害に関する相談 ⇒ 「特別支援研究班」

障害のある子どもの子育てや学校教育における手立てのほか、専門医に
よる医療相談に関する相談に応じます。

問合せ:沖縄県総合教育センター ☎098-933-7526

【キーワード:不登校】

●沖縄市立教育研究所での教育相談

主に「心理的・情緒的要因での不登校」が対象。相談内容に応じて対応します。しかし、相談が多いため、直ぐの対応が難しい事が度々あります。保護者に過度な期待を与えないためにも、事前に教育研究所に相談内容を伝えどのような対応をしてもらえるかを把握した上で、保護者に伝えてあげた方がいいでしょう。

・教育相談室

心理的、情緒的要因による学校生活への不安を抱えている児童生徒、保護者からの相談

・適応教室「すだち」

心理的、情緒的要因による不登校児童生徒に関する相談

教育研究所内で、小集団での個々に応じた支援を行うことにより、児童生徒の学校適応および社会的自立を図ります。

基本的に送迎は保護者が行いますが、状況によっては相談(依頼)できることもあります

・巡回支援

心理的、情緒的要因により教室に入れない児童生徒に対して巡回支援を行い、学校適応および社会的自立を図ります。

・ことばの教室

言語学級が設置されていない学校の通常学級に在籍している児童を対象に、ことばに関する学習上または生活上の困難を改善・克服に向けた支援を行っています。

問合せ:沖縄市立教育研究所 ☎098-989-6565

【キーワード:不登校】

●不登校児童生徒の学習体験の場と居場所

沖縄市教育委員会指導課では、市内の小・中学校に通う児童生徒で 不登校児童生徒の生活体験活動支援事業を下記2事業所に委託して います。利用については、まずは学級担任に相談。その後、教育委員会へ必要書類を提出します。教育委員会から通級判定が出れば利用開始となり、学校の出席扱いにもなります。

・ホップステップクラブ

不登校生徒たちの学習体験の場と居場所をつくろうと発足したボランティア団体。個々のペースを見守りながら、関係機関との連携を図り、登校へとつなげていきます。インターネットで活動内容やイベントの様子が見れます。お時間ある時に、ぜひチェック!

活動日:月・水・金曜 9時~16時

見学日:火曜・木曜(※要事前連絡)

場 所:沖縄こどもの国チルドレンズセンター2階

☎090-6865-3673

【キーワード:不登校】

・フリースペースゆめさき

様々な理由で登校できない児童生徒の居場所づくり、体験活動を通して学校に進学・復帰できることを目指します。希望により、学校と連携し定期試験を実施することもできます。

引きこもりなどは、その状態を脱し生活リズムを整えていきます。

活動日:月・水・金曜 9時~16時

場 所:沖縄市高原6-7-40(夢咲学園内)

☎098-923-4351

●電話相談「少年相談テレフォンおきなわ」

学校でのいじめ、不登校、家出、夜遊び等、家庭で解決困難な悩みを電話で相談できます。児童、生徒、保護者、どなたでもOK。

問合せ:沖縄市青少年センター

☎098-930-1355

【キーワード: 育ち・発達の遅れが気になる】

●発達相談窓口こねくと

子どもの育ち(発達)について気になることや心配なことを相談できます。保護者から希望があれば継続面談や、必要に応じて子どもが通う保育園や学校の先生方と連携をとることもできます。

対 象:市内在住の0歳～小学6年生の保護者、または関係者

問合せ:こどもの育ちサポートセンター

場 所:沖縄市福祉文化プラザ1階

受 付:月・水・金曜 9時～16時

☎098-989-1422

●親子通園きらきら

就学前までの発達が気になる子と保護者が週1回、一緒に通園しながら、小集団での子の様子や発達状況を確認する場。

保護者の子育てに関するサポートや親子通園終了後は、子の所属先への移行支援も行っています。

問合せ:こどもの育ちサポートセンター

場 所:沖縄市福祉文化プラザ1階

受 付:月曜～金曜 9時～12時、13時～17時15分

☎098-930-2122

【キーワード:育ち・発達の遅れが気になる】

●巡回相談はっち

心理士や保育士が保育園や幼稚園を訪問し、子の集団での様子を観察しながら、職員からの相談を受けたり、助言を行います。必要に応じて保護者相談や発達検査も実施します。

問合せ:こどもの育ちサポートセンター

場 所:沖縄市福祉文化プラザ1階

受 付:月曜～金曜 9時～12時、13時～17時15分

☎098-989-1307

●にじいろ発達相談

6歳未満の幼児に関する発達面や言葉の遅れ等の相談に心理士が個別で相談に応じます。乳幼児健診受診後の発達面の相談もOK。

問合せ:沖縄市役所こども相談・健康課

☎098-939-1252(※要事前予約)

●沖縄市こども発達支援センター

発達の遅れや偏りが気になる子と保護者が一緒に通園しながら、発達に必要な療育を受ける場です。専門家による発達相談、育児相談、言語指導もあります。

保育所等訪問支援事業も行っています。利用するには受給者証の取得が必要です。

問合せ:沖縄市こども発達支援センター

場 所:沖縄市知花6-36-29

受 付:月曜～金曜 9時～12時、13時～17時15分

☎098-934-1283

【キーワード:学習支援】

●学習支援事業

「市内の被保護世帯の中学生」と「準要保護者のひとり親世帯の中学3年生」を対象に、高校進学を目標として市が指定する学習塾へ無料で通うことができます。

問合せ:沖縄市役所保護管理課 無料学習塾担当
☎098-939-1212(内線:2151)

●中学校放課後学習支援教室

学習につまづきのある生徒や意欲的に学びたい生徒に対して放課後の時間を活用して学習支援を行います。
各中学校によって内容、曜日等が異なるので問合せしてください。

問合せ:各中学校の進路指導担当

【キーワード:就学助成・奨学金】

●高等学校等就学支援金制度

その年に示された所得基準を満たす世帯の生徒には、授業料にあたる「高等学校等就学支援金」が支給されます。この支援金は、学校側が受取って授業料に充てるため、生徒本人が受け取るものではありません。返済は不要ですが、申請は毎年必要です。申請書類は年度初めに学校から配布されます。

問合せ:各高校の事務担当、沖縄県教育庁教育支援課
☎098-866-2711

※高校在学時に申請できる奨学金は他にもあります。
入学時に各高校から配布されるので、お見逃しなく!

5. 就労系サービス



就労移行支援

就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

【対象者】

就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な者
- (2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者
※ただし、65歳以上の者については、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）に引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限り対象とします。

就労継続支援A型（雇用型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

【対象者】

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な者。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- (2) 特別支援学校を卒業し就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- (3) 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者
※65歳以上の者については、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限り対象とする。

就労継続支援B型（非雇用型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態および、その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者。その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

【対象者】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- (2) 50歳に達している者又は障害基礎年金Ⅰ級受給者
- (3) (1)及び(2)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者
- (4) 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市町村により利用の組合せの必要性が認められた者

就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

【対象者】

就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者（病気や障害により通常の事業所を休職し、就労移行支援等を利用した後、復職した障害者であって、就労を継続している期間が6月を経過した障害者も含む。）

実務的なお話

利用者様のライフステージや成長に応じた各種就労系のサービスの利用について以下に述べたいと思います。

●知的障害

卒業後は、直B問題(すべての障害者の方が一般就労の可能性がないか可能性模索するため就労経験のない利用者様は必ず就労移行支援から利用をスタートしないといけないことが法律で記されています。例外規定はありますが明らかに一般就労が難しいとご本人、ご家族、支援者が思っても就労移行支援から利用しないで行けません)のためすぐに就労継続支援B型などの利用を行うことができないため、まずは就労移行支援を利用してくこととなります。

しかし、在学中に明らかにすぐに一般就労が難しいとご家族、先生の見立てがある場合には在学中に就労移行支援の支給決定をいただき、夏休み等に就労訓練に参加し暫定評価をいただくことで卒業後すぐに就労継続支援のサービスを利用する方も多数いらっしゃいます。

そのような場合には24ヶ月後の就職を明確に目指すのではなく、工賃を稼ぎながら生産活動に参加することで社会参加を行い、少しずつ職業能力や社会人としてのスキルを高めていくこととなります。

就労移行支援の利用に繋がり暫定評価を無事に終えることができた際には24か月以内の就職を目指すこととなります。その際には障害者雇用で働くことを前提としていく事が多く、週に20時間以上就労生活を送ることが求められてきます。

なぜなら、障害者雇用促進法における障害者雇用として働く場合には法律上週に20時間以上働く必要があるからです。逆に言うと、障害者雇用制度にのっとらない働き方であれば時間の枠の制限はございませんが、雇用形態はより不安定となるため、障害者雇用による法律の下で働くことが安心です。

●身体障害

身体障害者の方の場合には、認知機能が保たれていることが多く、職場環境などの整備を行うことで一般就労につながる。もしくは中途障害でもお仕事を続ける方が多いと思われます。しかし重度の障害で自宅から出ることが難しい場合には在宅ワークを導入していくこととなります。現在は在宅ワークに重きをおいた訓練を導入している事業所も存在し、職業紹介まで行ってくれるところもあります。

なかには、B型やA型に繋がり支援者の中で働く方もいらっしゃいます。

●精神障害

精神障害といっても障害の重さや症状の種類など様々ですので、支援については見通しが立てにくく、トライアンドエラーを繰り返していくことも多いかと思えます。

そのため利用者様自身や支援者も疲れてしまうことも多々ありますが、逆にうまくいくこともたくさんありますので、計画相談員としてはやってみないと分からないという感覚で対応していくほうが良いかもしれません。

大多数の方が中途障害者であり、以前の自分自身や同級生や同年代と同じような生活をしていきたいと希望される方が多いです。将来の結婚や一人暮らしなど目指している方も多く、それを実現するためにしっかり働くことができるように、どのような訓練がその方にとって望ましいのか情報提供を行う必要があります。

その際に、支援者からみて明らかに高い目標を上げている利用者様もいらっしゃいますが、絶対に計画相談員が目標を下げることは行わないでください。

その目標を実現するために必要なことを一緒に考えたりコーチングすることでご本人に考えてもらい、スモールステップを行うことでスキル獲得を促すことが大事になります。

目標達成は絶対条件ではなく、目標に向かって取り組み、結果その方の社会人、職業人としてのスキルアップに繋がり、たとえ就職できなかったとしても、できることが増えたのであればそれ素晴らしいことだと思います。

例：ひげも伸び放題、お風呂も3ヶ月入っておらず、体臭も著名ですがフルタイムで働きたいと希望されている場合。

他の人と働く環境では身だしなみが必要であることをお伝えし、毎日ひげそりしてお風呂に入る習慣獲得が大事であることをお伝えし実行を促していきます。

ひげそりを週に3回、お風呂が週に1回しかできなくてもその人にとっては成長ですので、成長した喜びを共有することで、その方の心理的な充実などにつなげていきましょう。

それができるようになったら、週に20時間以上しっかり就労訓練に参加することを次の目標にするなどご提案し次のステップにつなげていきましょう。

障がい福祉サービス以外の制度

●職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業

※厚生労働省ホームページより抜粋

目的

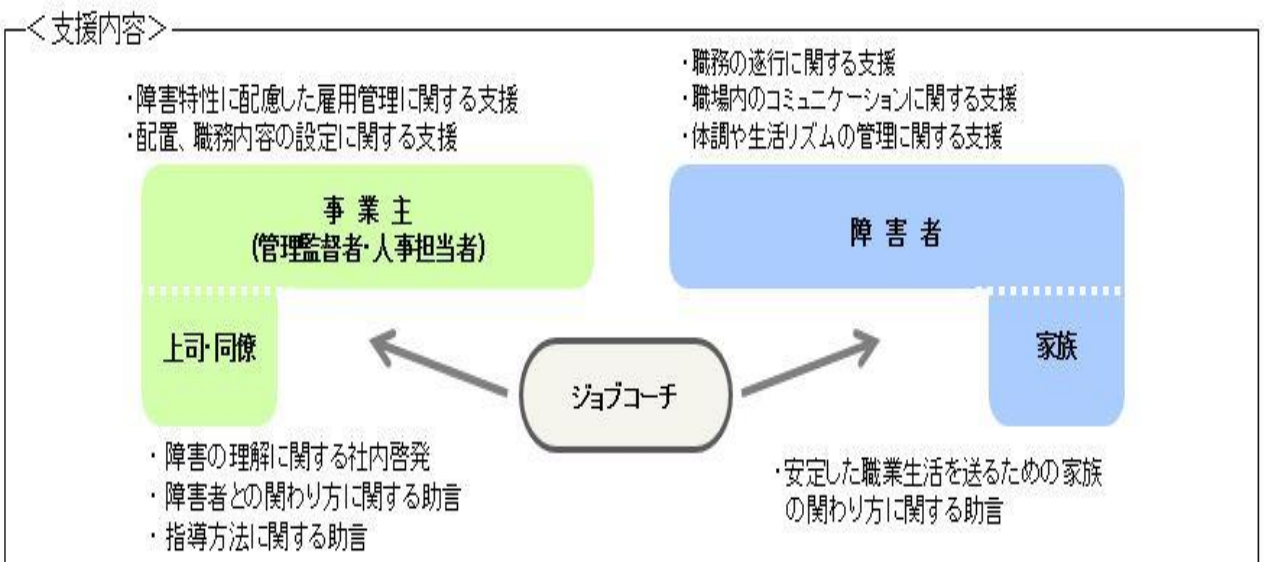
職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業は、障害者の職場適応に課題がある場合に、職場にジョブコーチが出向いて、障害特性を踏まえた専門的な支援を行い、障害者の職場適応を図ることを目的としています。

ジョブコーチ支援の内容

ジョブコーチ支援は、対象障害者がその仕事を遂行し、職場に対応するため具体的な目標を定め、支援計画に基づいて実施されるものです。

障害者本人に対する職務の遂行や職場内のコミュニケーション等に関する支援だけでなく、事業主に対しても障害特性に配慮した雇用管理等に関する支援を行います。

ジョブコーチが行う障害者に対する支援は、事業所の上司や同僚による支援（ナチュラルサポート）にスムーズに移行していくことを目指しています。



障害者就業・生活支援センターについて

※厚生労働省ホームページより抜粋

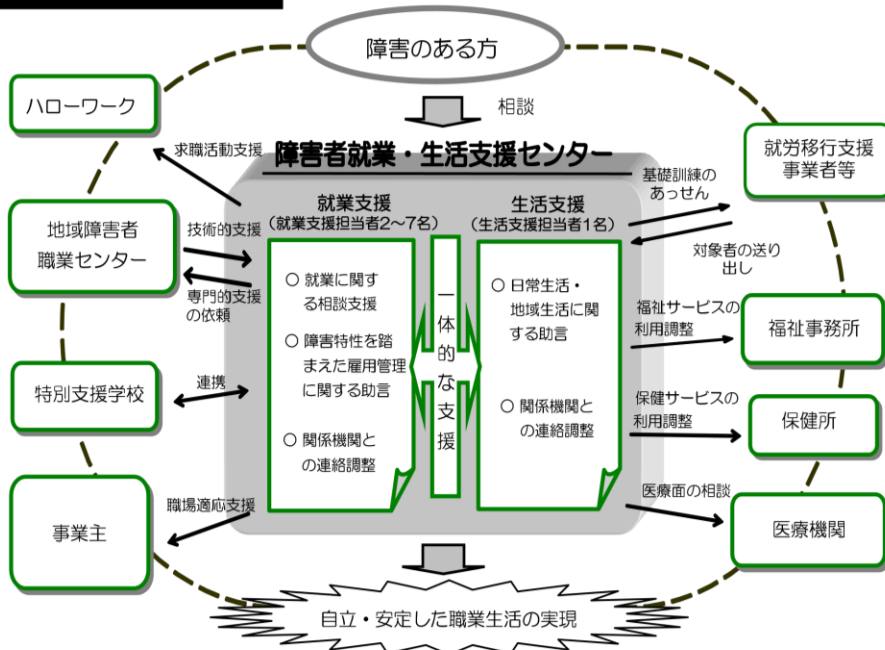
概要

障害者就業・生活支援センターは、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者の雇用の促進及び安定を図ることを目的として、全国に設置されています。

※働くことを目指している障害者の方のための委託相談員のような機能ですが、利用にあたってはハローワークに障がい者雇用を目指すための求職登録をしていることが必要になり、たとえ障がい者でもクローズで働きたいと希望され、障害者枠で求職登録をしていない場合には利用はできません。

「障害者就業・生活支援センター」を設置（令和4年4月現在 338センター）

雇用と福祉のネットワーク



業務内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

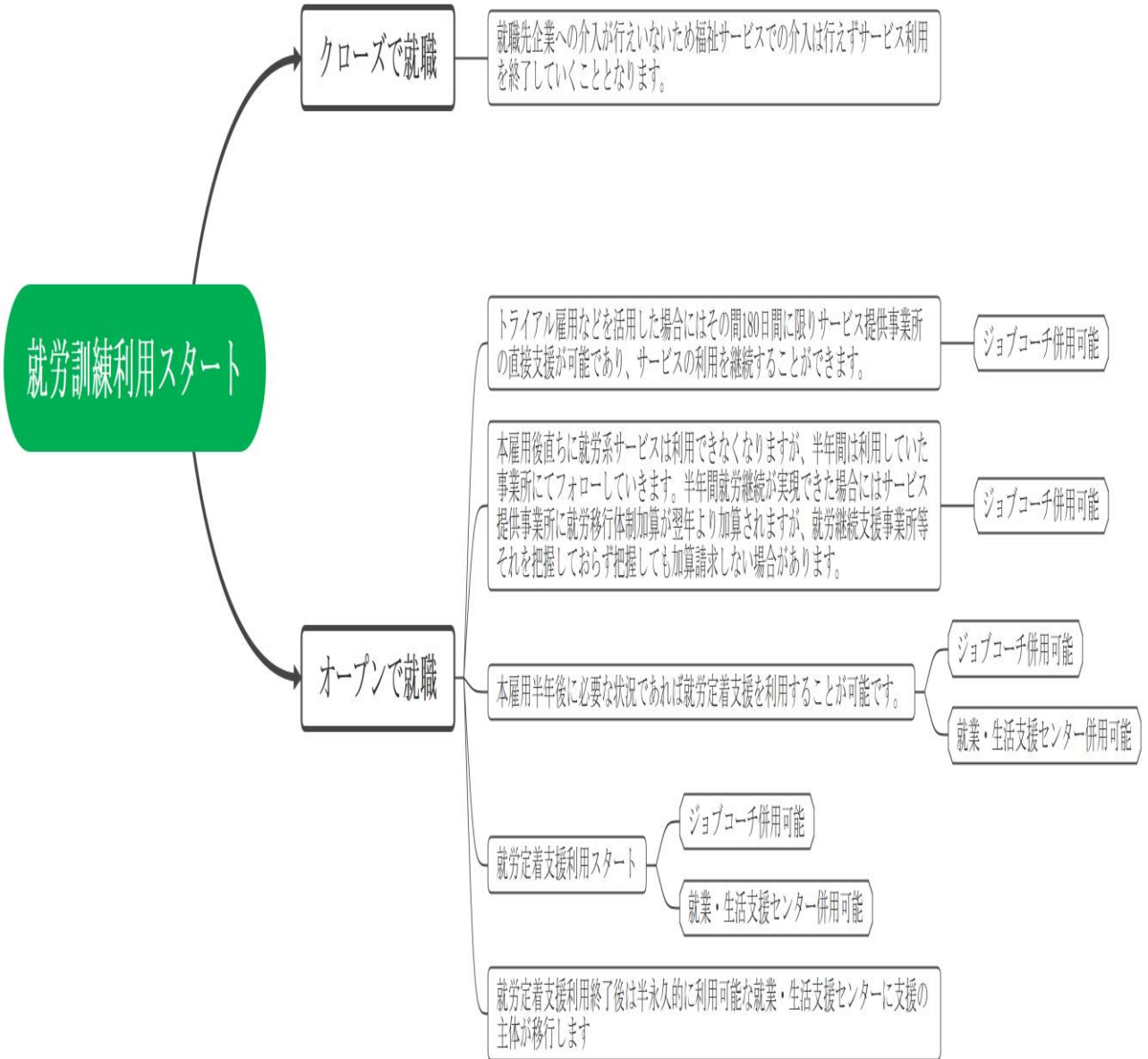
<就業面での支援>

- 就業に関する相談支援
 - ・ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
 - ・ 就職活動の支援
 - ・ 職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

<生活面での支援>

- 日常生活・地域生活に関する助言
 - ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

【 就職が実現した際の支援の時系列 】



6. 防 災



ガイドINDEX

もしもの時は	38
消防・救急	38
防災	39
沖縄市防災マップ	42

市民相談	50
-------------	-----------

届け出・証明	52
届け出	52
外国人の住居地の届け出	53
印鑑登録	54

こども・医療・健康	58
------------------	-----------

出産・育児	58
親と子の福祉	61
予防接種	62
保育	64
幼稚園	66
放課後児童クラブ	66
成人保健	67

福祉	68
-----------	-----------

高齢者福祉(介護保険)	68
高齢者の生きがい	73
高齢者とその家族のために	75
障がい者(児)福祉	77
社会福祉施設における苦情解決制度	80
日常生活自立支援事業	80

国保・後期高齢・年金	82
-------------------	-----------

国民健康保険	82
後期高齢者医療	85
国民年金	88

税金	90
-----------	-----------

市税のしくみ	90
軽自動車税	91
市たばこ税	93
税務関係証明書	93
固定資産税	93
市税の納期等	94

教育	95
-----------	-----------

小・中学校	95
教育・援助	95
進学のために	95
青少年のために	96

暮らし	97
------------	-----------

自治会	97
くらしの安全	97
水道	98
下水道	100
ごみ	102
公園	106
市営住宅	108
建築ガイド	108
埋蔵文化財包蔵地と開発調整	109
沖縄市景観計画の届け出	109



医療、福祉、年貢、年金、税金、教育等の相談・質問を受けたことがあるのでは？

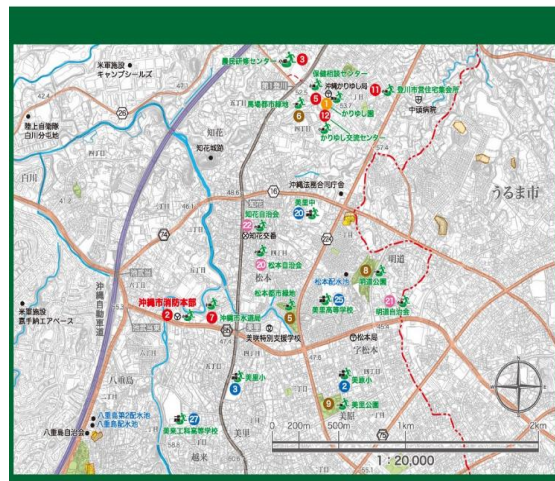
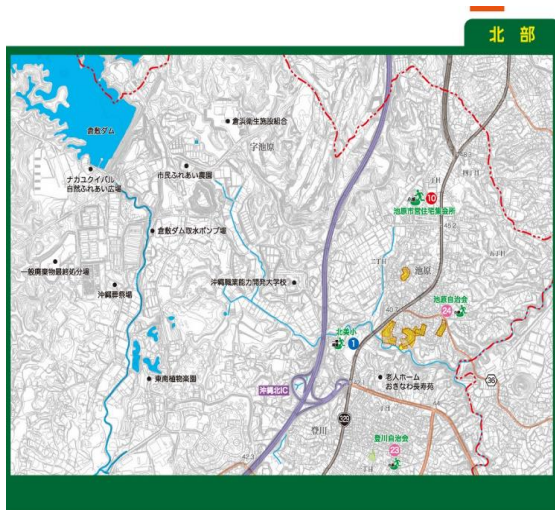
では、防災についてはどうでしょう？

防災：台風、水害、土砂災害、地震、津波など。突然起こる出来事に対して、私たちは意識して知っておく必要があると思いませんか？



沖縄市防災マップ。ご存じでしょうか？

北部、南西部、南東部に別れ、マップが分かれ、避難先のリストが載っています。これは便利！ぜひ、取り寄せて情報キャッチを！



避難所検索

No.	名称	所在地
特別避難場所および避難所(指定指定校)		
1	北条小学校	谷川1-51-5
2	安原小学校	安原4-20-1
3	美里小学校	美里4-1-1
4	宮里小学校	宮里3-27-1
5	美里小学校	植原3-4-1
6	瀬原小学校	高原5-12-2
7	越来小学校	越来1-2-2
8	コザ小学校	中央4-16-1
9	安藤田小学校	安藤田2-18-1
10	室川小学校	室川12-24-1
11	諸原小学校	諸原2-3-1
12	中の町小学校	上地3-4-1
13	高島小学校	久保田2-21-1
14	山内小学校	山内2-32-2
15	池原小学校	池原2-33-1-0
16	比羅根小学校	比羅根6-2-1
17	越来中学校	越来1-2-1
18	コザ中学校	諸原3-38-1
19	山内中学校	山内2-20-1
20	美里中学校	室川12-1-24-1
21	美里中学校	高原5-12-1
22	安藤田中学校	安藤田3-8-1
23	宮里中学校	美2-17-1
24	沖城東中学校	植原2-60-2
避難所(高等学校)		
25	美里高等学校	松本2-5-1
26	美里工業高等学校	池原5-42-2
27	美里工業高等学校	越来3-17-1
28	琉球高等学校	南横原1-10-1
29	コザ高等学校	照原5-5-1
福祉避難所(施設)		
30	かりゆし園	知花6-36-17
31	寿楽園	諸見里2-1-2
32	福祉文化プラザ	高原7-35-1
33	社会福祉センター	住吉1-14-29
34	男女共同参画センター	
広域避難場所(公園)		
35	コザ運動公園	諸見里2-1-1
36	照原台運動公園	比羅根5-3-1
一時避難場所(公園)		
37	南横原二丁目公園	南横原2-5
38	諸見里公園	岡田3-25
39	若菜公園	東2-23
40	マンタ公園	海邦2-13
41	松本都市緑地	松本1-10
42	馬場都市緑地	知花6-41
43	センター公園	高島長1-1
44	明彦公園	明彦1-13
45	美里公園	美里4-4
46	こどもの国公園	胡原5-7
47	黒瀬公園	池原2-3-4
48	八重鳥公園	八重鳥1-1

No.	名称	所在地
民間一時避難場所		
1	コザ信用金庫本店	比羅根2-10-1
小規模避難所(施設)		
2	芥川市役所	芥川26-1
3	芥川市消防本部	美里5-29-1
4	農民研修センター	豊川2380
5	産業交流センター	池原1-11-25
6	保健福祉センター	知花6-36-17
7	中央公民館	八重鳥1-1-1
8	芥川市水産局	美里5-28-1
9	池原市居住宅集会所	池原6-27
10	室川市居住宅集会所	室川11-9
11	池原市居住宅集会所	池原3-3-53
12	豊川市居住宅集会所	豊川12-20
13	かりゆし交流センター	知花6-36-29
小規模避難所(自治体公民館・学習等利用施設等)		
14	越来	越来2-18-1
15	城前	城前町14-53
16	照原	照原1-32-34
17	安藤田	安藤田2-19-27
18	室川	室川12-11-12
19	住吉	住吉1-10-10
20	高島長	高島長2-4-1
21	センター	中央2-6-53
22	諸原	諸原3-17-4
23	中の町	上地4-22-2
24	岡田	岡田3-23-29
25	諸見里	諸見里1-29-15
26	山内	山内3-24-3
27	山里	山里1-7-4
28	久保田	久保田2-27-19
29	南横原	南横原3-14-1
30	美里	美里2-19-13
31	東	東1-29-1
32	宮里	宮里1-3-9
33	松本	松本1-6-12
34	明彦	明彦1-20-10
35	知花	知花1-11-7
36	豊川	豊川3-36-1
37	北原	池原1-25-15
38	吉南	吉南2-23-1
39	高原	高原4-5-40
40	大里	大里2-13-25
41	東横原	横原1-2-15
42	比羅根	比羅根6-7-1
43	与儀	与儀1-13-1
44	池原第一	池原3-16-14
45	池原第二	吉南3-19-13
46	池原第三	池原5-19-1
47	海邦町	海邦町2-12-38

No.	名称	所在地
津波避難ビル(災害一時的に避難する建物等)		
1	南横原高層ビル	字城前345
2	照原比羅根高層ビル	比羅根2-10
3	照原比羅根第二高層ビル	比羅根3-16
民間津波避難ビル(災害一時的に避難する建物等)		
4	イオン武志川店	うるま市
5	オアシス池原シーサイドビュ	前原幸崎原303
6	池原ハイパーサイドビルディング	池原3-44-26
7	ニューライフ池原番倉館	池原4-25-17
8	ニューライフ池原番倉館	池原4-24-2
9	サンクレスト池原	高原7-10-5
10	(有)南地気象設備(NANKOビル)	吉南192-15
11	くじらマンション	字大里98-13
12	プラージュレイル	池原2-30-12
13	YAMAICHIビル	池原4-38-7
14	IN-Yマンション	池原3-17-25
15	サンクレスト池原	比羅根1-10-5
16	ターマーズマンション池原	池原1-27-24
17	なかもねビル	高原7-23-14
18	トーマズマンション池原	字城前200-20
19	ピュアコートUCHI	池原2-18-11
20	オキナワグランドメーラリゾート	与儀2-8-1
21	ニューライフ池原番倉館	池原3-21-5
22	ミオビエント池原	池原3-9-7
民間津波避難ビル(災害一時的に避難する建物等)		
23	(株)太田建設敷地	比羅根4-29-1
24	一番オートバディー駐車場	高原3-9
25	物産浴と倉庫車庫	高原3-9-11
26	ルイアール駐車場	高原2-6-2
27	ヘアアハツブルーム駐車場	高原2-6-2
28	比羅根アスパナ	比羅根6-68
29	沖縄市原野原あなざ	横原1-22-1
30	フューチャー前広場	字吉南坂多原及び里道

※災害対策基本法第49条の4及び同条の7に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所ではありません。



私たちが対象とする方々は、単身世帯や一人で非難することができない方もいます。いろいろな事業を知っておく必要があると思います=連携。
障がい福祉ハンドブックにも、情報がありません。

防災

毎日の暮らしの中でのちょっとした心構えの積み重ねが「いざという時」に大きな力になります。

地震の対処法

地震はいつ起こるか分かりません。そのためには、日頃から身を守る心がけをしておきましょう。

- 地震発生時**
 - ▶揺れを感じたら、速히退いて自分の身を守る
 - ▶揺れがおさまったら、火元を絶つ
 - ▶ドアや窓を開けて、逃げ道を確保する
- 1〜2分**
 - ▶火元を確認し、出火していれば初期消火
 - ▶家族の安全を確認
 - ▶靴をはく
 - ▶（ガラスの破片などから足を守る）
 - ▶非難品を手に取りやすいように
 - ▶山・がけ崩れの危険が予想される地域はすぐ避難
- 3分**
 - ▶隣近所の安全を確認
 - ▶余震に注意
 - ▶（大きな地震の後には余震が発生する）
- 5分**
 - ▶ラジオなどで情報を確認
 - ▶電話はなるべく使わない
 - ▶家財損壊などの恐れがあれば避難の準備をする
- 5〜10分**
 - ▶避難する前に、ガスの元栓を閉め、電気のブレーカーを落とす
 - ▶自宅を離れるときには、行き先を思い定めたメヤを各自で場所へ搬送

津波発生時の行動

- 1 地震の大き目で自己判断しない**
1995年の明石三浦地震津波では沿岸での震度は3程度でしたが津波が押し寄せています。津波災害が予想される地域では、小さい揺れでも、揺れを感じなくても、避難を最優先にしましょう。
- 2 避難に車を使わない**
車による避難は渋滞を引き起こし、一刻を争う津波からの避難は危険が伴います。東日本大震災でも、車での避難が渋滞に巻き込まれ、津波で多数の人が命を落とすおそれがありました。基本的には徒歩で避難しましょう。
- 3 「より早く」・「より速く」・「より高く」**
津波が起こる可能性がある場合は、直ちに高台の方へ避難してください。高台への避難が困難になった場合には、近くの津波避難ビルや高いビルに避難しましょう。

大雨・洪水時の行動

- 1 大雨・洪水等の注意報と警報について**
 - ①大雨注意報 1時間の雨量が40mm以上
土壌雨量指数基準84
 - ②大雨警報 1時間の雨量が80mm以上
土壌雨量指数基準120

※洪水によって浸水が心配される場合は、浸水が予想される地域を避けてください。大きな浸水の恐れがある場合は、避難が実施されます。
- 2 傾斜地・がけ近くは土砂災害に注意**
「小石がバラバラ落ちる」「地面にひび割れができる」「斜面から落ちた水が流れている」等を発見したら注意しましょう。また、浸水が予想される場合は、浸水が予想される地域を避けてください。

災害時あんしん避難支援事業 沖縄市社会福祉協議会 ☎098-937-3385

対象

- 介護保険（被保険者証）……………要介護3以上
- 療育手帳……………A1・A2
- 身体障害者手帳……………1級・2級
- 精神障害者保健福祉手帳……………1級

※上記以外の方でも、実態を踏まえて柔軟な対応をしますのでご相談ください。

内容 災害時、一人で避難することが困難な方や、何らかの手助けを必要とする方に対し、避難支援や安否確認などを行う事業です。
また、災害時、自分の身は自分で守れるよう、日頃からの備えについてのアドバイスや、避難会、避難訓練のお知らせを行います。それらの参加を通して、地域とつながりかけを行います。
※災害時は支援者が被災している場合もあります。
この事業を利用することで必ず支援が受けられるとは限らないことをご理解ください。

必要なもの

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 介護保険証
- 療育手帳
- お薬手帳
- 申請者の印鑑
- 精神障害者保健福祉手帳
- 申請者の印鑑
- 対象者の印鑑

準備しておきたい非常持出品は？

非常持出品は家族構成を考えて必要なだけ用意し、避難時にすぐに取り出せる場所に保管しておきましょう。災害発生時に最初に持ち出す非常持出品と、災害から復旧するまでの数日間を支える非常備蓄品を分けて用意しておきましょう。

最低限そろえておきたいもの 非常持出品

懐中電灯 できれば1人1つずつ用意。予備の電池と電球も忘れずに。 	携帯ラジオ 小型で軽く、AMとFMの両方を聞けるものを用意。予備の電池は多めに用意。 	非常食・水 カンパンや缶詰など、火を通さずに食べられるものを。水はペットボトルが便利。乳幼児がいる場合には粉ミルクなども忘れずに。
貴重品 現金、預貯金通帳、印鑑、健康保険証・住民票のコピーなど。現金は10円硬貨も（公共電話の利用に便利）。 	救急医薬品 キズ薬、ばんそうこ、解熱剤、かぜ薬、胃腸薬、目薬など。常備薬があれば忘れず用意。 	その他 ヘルメット（防災ずきん）、上着・下着、タオル、軍手、紙の食器、ライター（マッチ）、缶切り、怪我さ、ろうそく、ナイフ、ビニール袋、ティッシュ、ビニールシート、生理用品、紙おむつやほ乳びなど。

災害時に備えるために 非常備蓄品

食品 缶詰やレトルト食品、ドライフルーツや栄養補助食品、調味料など。食料は非常食3日分をこまめな日分を最低限備蓄しておくように。 	水 飲料水は大人1人当たり1日3ℓが目安。少なくとも3日分の用意を。ペットボトルのほか、ポリ容器にも水ためておくも便利。 	燃料・その他 卓上コンロや節燃焼器、予備のガスボンベのほか、毛布、寝袋、洗面用具、マップ、使い捨てトイレ、ロープ、パルススコップなどの工具、マスク、トイレットペーパー、新聞紙、簡易トイレ、予備のものがね、バイク・自転車、ドローンチャージなどがあると便利。
--	--	---

こんな用意も必要です

乳幼児がいる家庭で用意するもの ミルク、ほ乳びん、離乳食、スプーン、おむつ、洗浄紙、おんぶりもバスタオルまたはバビ毛布、ガーゼまたはハンカチ、パナパ、ビニール袋、石けんなど。 	妊婦のいる家庭で用意するもの 胎動線、ガーゼ、サラン、T字器、洗浄紙および新生児用品、ティッシュ、ビニール風呂敷、母子手帳、新聞紙、石けんなど。 	要介護者のいる家庭で用意するもの 電替え、おむつ、ティッシュ、障害者手帳、補助具等の予備、常備薬など。
---	--	---

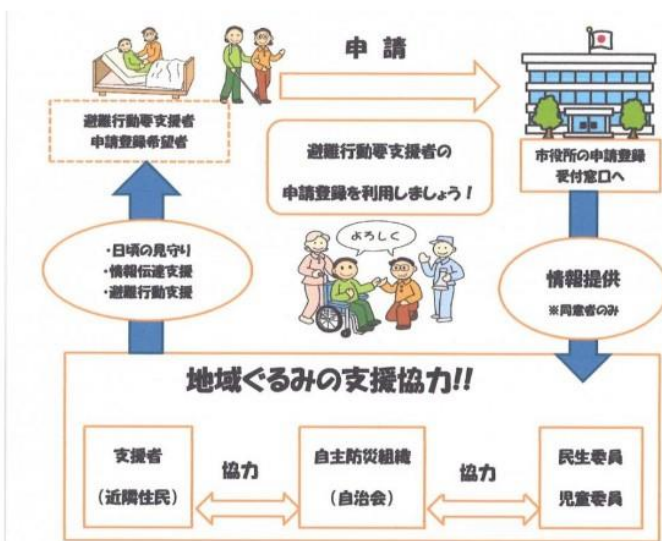


さらに、避難する際には地域ぐるみの共助も必要。
 そんな事業もあります。ぜひ活用してください。
 相談支援専門員だけで抱えるものではないことも
 多くあるんです=地域づくり。

1、避難行動要支援者避難支援事業とは？

地震や風水害などの災害が発生した時は、消防や警察等による応急救助が行われるまでに一定の時間を要することが想定されるため、自力で避難ができない方(避難行動要支援者)を地域で助け合う「共助」が必要不可欠になります。

このため沖縄市では在宅で支援の必要な高齢者や障がいのある方を周囲の人がサポートする体制づくりに取り組むため避難行動要支援者申請登録を行っています。



2、申請登録対象となる避難行動要支援者とは？

災害時一人で避難する事が困難な方や、何らかの手助けを必要とする方で、家族などの援護が望めない在宅で暮らす次の方を対象としています。

1. 介護保険 要介護3以上
2. 身体障がい者手帳 1級、2級
3. 療育手帳A1、A2
4. 精神障がい者保険福祉手帳 1級

7. 難 病



1. 難病はどこで相談したらいいの？

基本は保健所です。その他、病院や県地域保健課も相談先となります。

2. 難病が認定される要件は？

指定難病（医療費助成の対象 難病法 第5条）

難病のうち、以下の要件を全て満たすもの

◎患者数が本邦において一定の人数（人口の0.1%程度）に達しないこと

◎客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立していること

医療費助成対象疾病（指定難病）一覧（338 疾病）ある。

【手続き】

診断書（臨床調査個人票）と必要書類を合わせて、都道府県・指定都市の窓口に医療費助成の申請をします。

診断書（臨床調査個人票）と必要書類を合わせて、都道府県・指定都市に申請し認定されると「医療受給者証」が交付される。

① 都道府県・指定都市における事務手続き

● 臨床調査個人票をもとに、診断基準に照らして、指定難病であることを確認

● 病状の程度が、一定程度であることを重症度分類等に照らして確認

⇒以上2 点が確認できた場合には認定

② 指定難病審査会における手続き

● 上記2 点が確認できなかった場合には都道府県・指定都市に設置された指定難病審査会での審査が行われます。（沖縄県では月1回）

⇒指定難病審査会で上記2 点が確認された場合には認定

3. 難病患者が利用できる市の障がい福祉制度は？

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、補装具、日常生活用具

小児慢性特定疾病医療費助成制度等終了者（20歳以上）支援金（年1万円）

4. 市の障がい福祉制度が利用できる要件は？

障害福祉サービス

【自立支援給付（国の制度に基づく事業）】

介護給付：居宅介護・施設入所支援など（障害程度区分の認定が必要）

訓練等給付：自立訓練・就労継続支援など（サービスにより受給要件あり）

【地域生活支援事業（市が実施する事業）】

相談支援・移動支援・日中一時支援など（サービスにより受給要件あり）

補装具（難病受給者証、医学的判定（意見書）、補装具の見積書）所得制限あり

日常生活用具（難病受給者証、医学的判定（意見書）、補装具の見積書）所得制限あり

小児慢性特定疾病医療費助成制度等終了者（20歳以上）支援金

（過去に小児慢性特定疾病医療費助成制度を受けてた方、引き続き治療を行っている方等）

5. 難病患者は市の障がい福祉制度を知る機会があるのか？

市：窓口や電話案内、ホームページ、広報、障がい福祉ガイドブック、各種リーフレット・・・等



県・保健所：窓口や電話案内、ホームページ、県が委託している難病相談窓口としてアンビシャスという沖縄県難病相談支援センターがあります。



6. 市の制度以外での難病の支援策はあるか？

沖縄県

難病患者地域支援対策推進事業

難病患者等の療養上の不安解消を図るとともに、日常生活に著しい支障がある在宅の難病患者で、保健、医療及び福祉の分野にわたる総合的なサービスの提供を要する患者)に対する適切な在宅療養支援が行えるよう、保健所を中心として関係機関と連携し、医療相談、訪問相談、訪問指導(診療)を実施

在宅重症難病患者一時入院事業

在宅で療養されている重症の難病患者さんを介護している方が、休養(レスパイト)や冠婚葬祭等の行事、病気等で介護が出来ない時などに、一時的に医療機関に入院できるよう難病医療コーディネーターがコーディネートを行う。

※入院の期間14日以内、通常の入院と同様に、医療保険の自己負担分と保険適用外の費用をお支払い

アンビシャス

難病相談・支援センター事業

地域で生活する患者さんの日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行うための、難病相談・支援センターを設置します。

沖縄県では、認定NPO法人アンビシャスに事業を委託

貸出事業指定難病受給者証で受けられる民間サービス(2020年12月1日 現在)

意思伝達装置、吸引器等

基本的に難病の方が機器を購入される前に、どんな機器なのか「お試し」を目的

沖縄県難病患者・小児慢性 人工呼吸器用外部バッテリー等貸与事業

停電による人工呼吸器の停止が在宅療養難病患者の生命の維持ないしは疾患の状態に重大な影響を及ぼすおそれがある場合において、当該患者の安全確保のために必要とされる物品

指定難病受給者証で受けられる民間サービス(2020年12月1日 現在)

- ・携帯電話の基本使用料の割引
- ・コープおきなわの配送手数料割引
- ・首里城公園内売店(Tシャツ、ポロシャツ全商品5%割引)

難病認定や支援についての問い合わせ先

- ・沖縄県保健医療部地域保健課疾病対策班
沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟3階
電話番号:098-866-2215
- ・沖縄県保健医療部中部保健所地域保健班
沖縄県沖縄市美原1-6-28
電話番号:098-938-9883
- ・沖縄県難病相談支援センターアンビシャス
沖縄県那覇市牧志3-24-29 グレイスハイム喜納2 1階
電話番号:098-951-0567

令和4年5月版

難病情報センター ご案内

【難病情報センター】では、難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づき医療費助成の対象となる病気の解説や各種制度の概要及び各相談窓口、お問い合わせ先などの情報を厚生労働省などの支援によりインターネットで広く国民の皆さんに提供しています。



公益財団法人 難病医学研究財団 難病情報センター
Japan Intractable Diseases Information Center
<https://www.nanbyou.or.jp/>

公益財団法人難病医学研究財団
難病情報センター
から各相談窓口やお問い合わせ先などの
情報についてパンフレットが出ています。
ぜひ参考にされてください。

おわりに くどいようですが・・・笑

私たち相談支援従事者は、それぞれの得意分野やまだ知らない分野もあるかもしれません。

必要な情報を的確に提供できるように、また、情報収集や知識を深めるための一助としてハンドブックを作りました。

ぜひご活用ください。

